

21 世紀の国体像 ～ 国体ムーブメントの推進 ～

平成 25(2013)年 3 月 13 日

国民体育大会委員会

21 世紀の国体像 ～ 国体ムーブメントの推進 ～

目次

はじめに	1
I. これまでの国体改革の取組み	2
1. 改革の内容	2
(1) 新しい国民体育大会を求めて～国体改革 2003～	2
(2) 国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子	2
(3) 国民体育大会冬季大会のあり方に関する提言	2
2. 達成状況と課題	3
(1) 大会の充実・活性化	3
(2) 大会運営の簡素・効率化	6
II. 国体を取り巻く社会情勢の変化とスポーツ界の動向	8
1. 社会情勢の変化	8
(1) 急激な人口減社会と地域インフラ・コストの上昇	8
(2) グローバル課題の進展	8
2. スポーツ界の動向	9
(1) 「21 世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進 2013—」の策定	9
(2) 「スポーツ基本法」の公布・施行と「スポーツ基本計画」の策定	10
(3) 「スポーツ宣言日本 ～21 世紀におけるスポーツの使命～」の公表	11
(4) 東日本大震災からの復興に向けたスポーツ界の取組み	12
III. 21 世紀の国体像 ～ 国体ムーブメントの推進 ～	14
1. 21 世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）	14
(1) 国体を通じた地域の活性化 ～「元気な日本社会」の創造～	14
(2) 国体を通じたスポーツ文化の浸透 ～スポーツとともにある社会の実現～	15
(3) 国体を通じたアスリートの発掘・育成・強化 ～地域から世界へ～	15
2. 目的・性格	16
3. 大会の位置付け	16
4. 実施方法	17
IV. 国体の充実・活性化に向けた取組み	19
1. 具体的な取組みの内容	19
(1) 「国体ムーブメント」の積極的な展開	19
(2) 少年種別（ジュニア世代）の充実	20
(3) 各競技会の実施規模等の見直し	21
(4) 冬季大会の活性化	23
2. 引き続き検討が必要な事項	23
(1) 表彰制度	24
(2) 大会名称	24
(3) 大会開催経費の負担軽減等	24
(4) その他	24
3. 取組みの方法等	24
【別紙】 1. 「新しい国民体育大会を求めて～国体改革 2003～」対応状況	
2. 「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」対応状況	
3. 「国民体育大会冬季大会のあり方に関する提言」対応状況	

はじめに

国民体育大会委員会（以下「国体委員会」という。）では、国民体育大会（以下「国体」という。）の諸問題に対する抜本的な見直しや改善を図るため、平成 15(2003)年 3 月に「新しい国民体育大会を求めて～国体改革 2003～」を策定した以後も、平成 19(2007)年 3 月に「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」、平成 19(2007)年 3 月には「国民体育大会冬季大会のあり方に関する提言」等を取りまとめ、鋭意、具体的な課題に対応した改革に取り組んできた。

これまでの改革の取組みが一定の成果をあげている一方、いまだ様々な課題が山積しており、平成 20(2008)年度第 5 回理事会において、「国体については、全般的な検証が必要である」旨、指摘された。また、「新しい国民体育大会を求めて～国体改革 2003～」策定から平成 24(2012)年で 10 年が経過することから、その間に出現あるいは指摘された様々な課題に対応するとともに、今後の国体の一層の活性化を目指した抜本的な改革案を検討するため、平成 22(2010)年度第 1 回国体委員会において「国体活性化プロジェクト」を編成し取り組むこととなった。

「国体活性化プロジェクト」では、それまでの「スポーツ振興法」を全面的に改正した「スポーツ基本法」の公布・施行及び「スポーツ基本計画」の策定や、日本体育協会（以下「日体協」という。）と日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）が創立 100 周年にあわせて発表した「スポーツ宣言日本～21 世紀におけるスポーツの使命～」(以下「スポーツ宣言日本」という。)、さらに、日体協がこれまでのスポーツ振興方策を見直し、「21 世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進 2013—」の策定を行うなどの新たなスポーツ界の動向に加え、国内外における社会情勢の変化を踏まえつつ、「国体の意義と価値を社会に一層アピールすることや「アスリートにとって一層魅力ある競技会とする」ための改善・充実策について、平成 22(2010)年度から計 24 回にわたり、検討・協議が重ねられた。

平成 24(2012)年 6 月には、「国体活性化プロジェクト」において検討・協議した内容をまとめた「国体活性化プロジェクト・中間報告」を公表し、都道府県体育（スポーツ）協会（以下「都道府県体協」という。）や国体実施中央競技団体（以下「中央競技団体」という。）、開催地都道府県（以下「開催県」という。）などの関係機関・団体等から幅広い意見を聴取した。

各方面からの意見を踏まえ、「国体活性化プロジェクト」でさらに検討・協議を重ね、日体協が目指す「スポーツ立国の実現」を念頭に置きつつ、「スポーツ宣言日本」において示された「スポーツの 21 世紀的価値」を踏まえた新たな国体像として「21 世紀の国体像～ 国体ムーブメントの推進 ～」を取りまとめたものである。

今後、都道府県体協や中央競技団体、開催県などの関係機関・団体等と一層の連携を図り、「21 世紀の国体像」の実現に向け、「国体ムーブメント」を推進するための諸事業に積極的に取り組んでいく所存であり、関係機関・団体等の一層のご支援・ご協力をお願いする次第である。

I. これまでの国体改革の取組み

1. 改革の内容

(1) 新しい国民体育大会を求めて～国体改革 2003～

平成 10(1998)年 8 月、長期にわたる経済の停滞により自治体の財政状況が厳しさを増す中で、国体の開催予定(当時)7 県から、「国体の簡素・効率化に関する要望書」が提出された。これを受け国体委員会では、各加盟団体をはじめとする関係機関・団体等に対し、「今後の国体の簡素化に関する基本的方向」について周知徹底を図るとともに、その改善内容に基づき、国体開催基準要項の改訂を進めた。

このような状況を踏まえ、国体委員会では、国体の諸問題に対する抜本的な見直しや改善を図るため、平成 13(2001)年 1 月に「国体改革案策定プロジェクト」を編成した。平成 15(2003)年 3 月には、「国体改革案策定プロジェクト」や国体委員会での検討、中央競技団体へのヒアリング結果などをとりまとめ、「国民体育大会ふるさと選手制度」の制定やドーピング検査の導入、中学 3 年生の参加競技の拡充など「大会の充実・活性化」と、夏季大会・秋季大会の一本化や大会規模の適正化など「大会運営の簡素・効率化」を二本柱とした「新しい国民体育大会を求めて～国体改革 2003～」(以下「国体改革 2003」という。)を策定した。【具体的な内容と対応状況は「別紙 1」参照】

(2) 国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子

国体委員会では、「国体改革 2003」において公約した「概ね 5 年ごとの見直し」を行うため、平成 15(2003)年 12 月に「国民体育大会の今後のあり方プロジェクト」を編成した。

「国体改革 2003」が打ち出した「国内最大・最高の総合競技大会」、「都道府県対抗方式」及び「毎年開催」を検討の基本的な姿勢として、その時点で想定される課題を含めた検討を重ね、平成 19(2007)年 3 月に「実施競技の分類(正式競技、公開競技等)」、「正式競技の実施形態の整理(毎年・隔年開催)」及び「女子種別の拡充」などを軸とした「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」(以下「プロジェクト提言骨子」という。)をまとめた。

【具体的な内容と対応状況は「別紙 2」参照】

(3) 国民体育大会冬季大会のあり方に関する提言

国体委員会では、特に平成 15(2003)年頃から冬季大会の開催地選定が非常に困難となっていた状況などの諸課題に対応するとともに、その開催のあり方や方向性を明示するため、平成 17(2005)年 12 月に「冬季大会対応プロジェクト」を編成した。

「冬季大会対応プロジェクト」において検討を重ね、平成 19(2007)年 3 月には、冬季大会の開催地選定に関する方向性と「国体改革 2003」への対応を中心とした「国民体育大会冬季大会のあり方に関する提言」(以下「冬季大会あり方提言」という。)をまとめた。

さらに、この「冬季大会あり方提言」を受けて設置された「冬季大会をめぐる諸課題への対応策検討プロジェクト」において検討を重ね、平成 21(2009)年 3 月には、「国民体育大会冬季大会開催地の円滑な選定に向けた取り組み状況について」をとりまとめた。【具体的な内容と対応状況は「別紙 3」参照】

2. 達成状況と課題

ここでは、「国体改革 2003」で示した「大会の充実・活性化」と「大会運営の簡素・効率化」を二本柱とした改革の視点を踏まえ、その具現化に向けて提言された「プロジェクト提言骨子」及び「冬季大会あり方提言」等で示された各事項に対して、文部科学省及び都道府県体協や中央競技団体、開催県などの関係機関・団体等と連携を図り、改善・充実に向けた取組みを行った事項について、主な取組みとその達成状況を確認し、今後の課題について明らかにする。

(1) 大会の充実・活性化

① 参加資格の見直し（「国体改革 2003」・「プロジェクト提言骨子」）

「国体改革 2003」及び「プロジェクト提言骨子」において提言された各競技の参加制限等の撤廃や外国籍アスリートの参加資格の見直しに取り組んだほか、以下の見直し等を行った。これらの取組みについては一定の成果を上げているが、今後も、トップアスリートの参加をより一層促すための取組みを推進するとともに、時代の変化に対応するため、関係機関・団体等の意見を踏まえつつ、適宜、参加基準等の見直しを行う必要がある。

a. 「国民体育大会ふるさと選手制度」

都道府県の競技力向上の推進と競技力の均衡化を図るとともに、国民の国体への関心を高める観点から、平成 16(2004)年に「国民体育大会ふるさと選手制度」を制定し、成年種別選手については、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県から参加することができることとした[平成 17(2005)年の第 60 回大会から実施]。

平成 23(2011)年に同制度を改訂し、日本国籍を有する者及び永住者については、日本における滞在期間に関わらず、同制度を活用できるものとした[平成 23(2011)年の第 66 回本大会(山口県)から実施]。

b. 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

JOC エリートアカデミーに在籍又は修了したアスリートが参加する際の所属都道府県について、同アカデミーの所在地に集中することが懸念され、競技力が不均衡となる恐れが生じた。そのため、競技力の均衡化を図る観点から、平成 21(2009)年に「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を制定し、卒業あるいは同アカデミー入校前に在籍した小学校の所在地を選択することができることとした[平成 22(2010)年の第 65 回冬季大会(北海道)から実施]。

c. 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」

トップアスリートの参加を促進するとともに、国民の国体への関心を高める観点から、平成 23(2011)年に「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」を制定し、オリンピック競技大会の参加選手等のトップアスリートについては、国体の予選会を免除するとともに、所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合の日数要件を定めないこととした[平成 24(2012)年の第 67 回本大会(岐阜県)から実施]。

今後も、中央競技団体をはじめとする関係機関・団体等と連携し、トップアスリートの参加をより一層促すための取組みを推進する必要がある。

d. 監督への日体協公認スポーツ指導者資格の保有義務付け

都道府県における日体協公認スポーツ指導者資格保有者の活用やアスリートの育成・強化体制の充実等に寄与するため、平成 25(2013)年の第 68 回冬季大会(東京都・秋田県)から、監督に対する日体協公認スポーツ指導者資格の保有義務付けを全正式競技に適用した。

なお、選手が監督を兼任せざるを得ない競技・種目については、当該選手やチームの競技会におけるパフォーマンスへの影響が懸念されることから、中央競技団体をはじめとする関係機関・団体等と連携し、専任監督の配置を促す必要がある。

② 女子種別の拡充 (「国体改革 2003」・「プロジェクト提言骨子」)

女性アスリートのさらなる発掘・育成・強化を図るため、各都道府県における当該競技の普及状況(女性アスリートの競技者数等)などを確認しつつ、女子種別の拡充を希望する中央競技団体と継続的に協議を実施した。

その結果、国体が都道府県対抗を基本とすることに鑑み、各都道府県における当該競技の普及状況が不十分なことなどから、新たな採用には至らなかった。

今後も、中央競技団体をはじめとする関係機関・団体等に対し、女性アスリートのさらなる発掘・育成を促進するよう働きかけていく必要がある。

③ 中学 3 年生の参加競技の拡充 (「国体改革 2003」・「プロジェクト提言骨子」)

ジュニアアスリートにおける近年の競技力向上に鑑みるとともに、より一層の発掘・育成・強化の促進に寄与するため、文部科学省、中央競技団体及び日本中学校体育連盟等と連携して、平成 25(2013)年の第 68 回本大会(東京都)までに中学 3 年生の参加競技を 19 競技・23 種目に拡充し、少年種別の充実を図ってきた。

今後も、ジュニアアスリートの発掘・育成・強化を図る観点から、「少年種別(ジュニア世代)の充実」をより一層促進していく必要があり、競技レベルや安全面等を考慮した上で、中央競技団体等との調整を進めていく必要がある。

④ ドーピング検査の導入 (「国体改革 2003」)

アスリートの健康管理体制の充実を図ることや、国内最高の総合スポーツ大会としての国体の意義と価値をフェアプレーの観点からさらに高めるため、平成 15(2003)年の第 58 回夏季大会(静岡県)からドーピング検査を導入するとともに、国体選手を中心としたドーピング防止教育啓発活動を積極的に展開した。

今後も、日本アンチ・ドーピング機構をはじめとする開催県や都道府県体協、中央競技団体等と連携し、ドーピング防止活動(ドーピング検査及びドーピング防止教育啓発活動)の積極的な展開に取り組む必要がある。

⑤ スポーツボランティアの育成 (「国体改革 2003」)

国民のスポーツへの関心やスポーツの文化的価値への認識を高めるため、開催県において、国体の開催を契機としたスポーツボランティアの募集と活用等の取組みが行われた。しかし、スポーツボランティアの組織化については、十分な成果を上げることができず、全国的な登録制度の確立までには至らなかった。

今後、「支える」スポーツの取組みを推進させる観点から、開催県を中心としたスポーツボランティア組織の確立と活動の推進等について、開催県をはじめとする関係機関・団体等と連携し、継続して検討する必要がある。

⑥ 実施競技の見直し（「プロジェクト提言骨子」）

「プロジェクト提言骨子」を受け、平成 19(2007)年 6 月に「国民体育大会実施競技並びに大会規模検討プロジェクト」を設置し、「国体改革 2003」及び「プロジェクト提言骨子」に示された国体のあるべき方向性を考慮しつつ、実施競技に関する課題を中心に検討を重ねた。

新たな競技に国体の門戸を開くなどの観点を踏まえた上で、平成 20(2008)年 3 月に、競技の実施形態並びに実施競技選定に係る考え方をとりまとめ、平成 20(2008)年 8 月には、新たな実施競技の分類（正式競技、公開競技、特別競技、デモンストラーションスポーツ）と正式競技の実施形態及び実施競技の採用に関する基準を定め、4 大会ごとに実施競技を見直すこととした。

この基準に基づき、第 1 期の実施競技選定として、日体協加盟・準加盟競技団体の競技を対象に選定作業を行い、平成 20(2008)年 11 月に選定結果を公表した。この選定において、トライアスロン競技が正式競技としての基準を満たすものと評価されたことから、第 1 期実施競技選定の導入時期にあわせて、新たに正式競技として採用することとした。その後、国体開催予定県等と調整した結果、第 70 回大会〔平成 27(2015)年〕～第 73 回大会〔平成 30(2018)年〕を第 1 期実施競技選定の導入時期として決定した。

第 2 期【第 74 回大会〔平成 31(2019)年〕～第 77 回大会〔平成 34(2022)年〕】の実施競技選定については、平成 23(2011)年 6 月にワーキンググループを設置し、第 1 期と同様に選定作業を行い、平成 24(2012)年に選定結果を公表した。この選定では、正式競技としての基準を新たに満たすものと評価された競技はなかった。

今後の実施競技選定においても、社会情勢及びスポーツ界の動向に対応しつつ、適切に選定作業を行うこととする。

⑦ 大会名の検討（「プロジェクト提言骨子」）

平成 20(2008)年に「スポーツ振興法」の改正を見据えた対応の一環として、日体協加盟団体・準加盟団体を対象に「日本体育協会」及び「国民体育大会」の名称の変更に関する調査を実施した。

その結果、都道府県体協では半数以上が「時期尚早である」、競技団体では半数以上が「賛成である」との結果であったため、結論を得るまでには至らなかった。

大会名称の変更については、「日本体育協会」の名称変更と連動して検討することが求められることから、引き続き、社会情勢及びスポーツ界の動向を踏まえながら、各加盟団体をはじめとする関係機関・団体等と十分協議し、変更の必要性を含め検討していく必要がある。

⑧ 広報・マーケティング活動の展開（「プロジェクト提言骨子」）

国体の意義と価値を国民に広く周知するため、開催県において新聞をはじめとする各種メディアを活用した PR 活動を日体協のキャンペーン活動の一環として実施しているほか、各大会のマスコットキャラクター等を活用した広報活動を積極的に展開している。さらに、日体協及び開催県による大会前の記者発表の実施やホームページに選手団のコメントを掲載するなどの取組みを行った。

なお、競技日程の編成や競技運営方法等の見直し、観戦ツアーの企画等については、具体的な検討を行うまでに至らなかった。

また、PR 活動の一環として提案されている前年開催県から当該年開催県への「炬火

リレー」については、開催県の意向や実施に伴う人的・経費的な負担を考慮し、具体的な検討を行うまでに至らなかったものの、第 67 回大会(岐阜県)では開催県の企画による開催県内の「炬火リレー」が実施された。

今後、トップアスリートの参加、都道府県対抗という郷土性など「みる」スポーツの対象として、国体のブランド的な価値を高揚するために、広報・マーケティング活動のより一層の充実及びメディアの活用など、開催県のみならず全国的な取組みについて検討する必要がある。

(2) 大会運営の簡素・効率化

① 夏季大会・秋季大会開催の一本化（「国体改革 2003」）

競技施設の有効活用、トップアスリートの参加促進、参加者の宿舎等の確保、交通・輸送体制の緩和及び実施競技の好適時期への配慮などを考慮して、平成 18(2006)年の第 61 回大会(兵庫県)から、夏季大会と秋季大会を一本化して実施した。

このことにより、夏季大会及び秋季大会のそれぞれにおいて実施していた開・閉会式が各 1 回となったことや、会期を 11 日間としたことにより、施設の有効活用（例：前半テニス、後半ソフトテニス）が可能となったため、開催県の経費等の負担軽減につながった。

② 冬季大会開催のあり方（「国体改革 2003」・「プロジェクト提言骨子」・「冬季大会あり方提言」）

冬季大会参加選手のコンディション調整への配慮から、平成 22(2010)年の第 65 回冬季大会(北海道)以降、冬季大会の開・閉会式を廃止し、本大会の総合開・閉会式と一本化した。また、冬季大会の円滑な開催地選定に向けた取組みとして、第 65 回冬季大会(北海道)をスタートとする冬季大会開催地のローテーション化の確立に向けて、順次、開催地の決定を行いつつ、冬季競技開催可能施設を有する都道府県との調整を継続して行っている。

冬季大会の開催県に対する開催経費等の助成については、日体協からの交付金を増額するとともに中央競技団体交付金を導入したほか、スポーツ振興くじ (toto) 助成事業の助成対象事業として、平成 20(2008)年度から開催支援事業が、また平成 23(2011)年度から競技会場整備事業が新たに認められた。

さらに、日体協と開催県が連携・協力のもと、競技会ごとに実施する協賛制度を平成 20(2008)年の第 63 回冬季大会(長野県)から導入・実施した。

以上の取組みにより、冬季大会開催県の経費負担の軽減に寄与するなど、安定的な大会開催の一助となったが、開催地のローテーション化の確立については、今後も冬季競技開催可能施設を有する都道府県の意見を踏まえつつ、継続して検討する必要がある。

③ 大会規模の適正化（「国体改革 2003」）

大会運営の簡素・効率化を促進するため、平成 20(2008)年の第 63 回大会(大分県)までに、全正式競技（40 競技）で 4,625 名（平均約 15%）の参加総数の削減を実施した。

一方で、全正式競技において画一的に削減したことにより、当該中央競技団体が定める競技規則より少ない人数でチームを構成せざるを得ない団体競技・種目が生じ、

選手の安全確保等への影響が懸念されている。また、トーナメント戦により競技会を実施する競技において、参加県数を 16 県未満とする競技が増加し、組合せによっては 1 試合も戦うことなく 8 位以内が確定し、競技得点を獲得できる状況となっている。

今後、それらの課題を解消するため、当該中央競技団体の意向や都道府県体協、開催県などの関係機関・団体等の意見等を踏まえ、各競技会の実施規模等（参加人数及び参加県数等）を見直す必要がある。

④ 施設の弾力的運用（「国体改革 2003」・「プロジェクト提言骨子」）

開催県の開催経費の削減及び競技施設の有効活用を促進するため、平成 12 年(2000)度に、国体開催基準要項及び同細則に施設の弾力的運用・近接県の競技施設の活用に関する内容を明記するとともに、開催県の意向を踏まえ、適宜、中央競技団体等と既存施設の活用を第一義とした協議を行い、施設の弾力的運用と近接県の競技施設の活用に取り組んでいる。

今後、開催経費の削減と競技施設の有効活用の観点から、開催県等の意向を踏まえつつ、中央競技団体等の協力を得て柔軟に対応する必要がある。

さらに、国体開催後の利用も視野に入れた競技施設のガイドライン等の策定について、その必要性も含め検討する必要がある。

⑤ 企業協賛制度の導入（「国体改革 2003」）

開催県の開催経費の負担軽減のため、冬季大会においては、前述の「②冬季大会開催のあり方」のとおり、日体協と開催県が連携・協力のもとで実施する協賛制度を第 63 回大会から導入した。

本大会では、日体協と開催県がそれぞれ独自の協賛活動を行っていたが、協賛活動をより一層充実するとともに、獲得した協賛金を開催県の開催経費の一助とするため、平成 22(2010)年に「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」を制定し、第 69 回本大会（長崎県）から、日体協と開催県が共同で実施する協賛制度を導入することとなった。

この協賛制度に基づき、第 69 回本大会（長崎県）以降、開催経費の負担軽減の観点から、開催県とより一層連携を図りながら、協賛活動を拡充させていく必要がある。

⑥ 大会の開催時期（「プロジェクト提言骨子」）

競技会場等への観客の動員をより一層促進し、大会の盛り上げを図る観点から、本大会の開催期間を 11 日間から 9 日間に変更（土曜日に開会式、日曜日に閉会式を実施）することについては、開催県における競技施設及び宿泊施設の状況等を踏まえ、当面の間、現行の 11 日間で開催することとした。

一部競技を会期前に実施することについては、「大会の充実・活性化」の観点から、水泳競技について、日本水泳連盟の競技者育成スケジュール等を考慮し、平成 21(2009)年の第 64 回大会（新潟県）以降、9 月中旬までに実施することとした。

また、水泳競技以外の一部競技についても、「大会運営の簡素・効率化」あるいは「大会の充実・活性化」の観点から、各開催県の施設整備状況や各競技における国内外の競技会の開催日程等を考慮しつつ、開催県や中央競技団体等の意向を踏まえた上で、会期前の実施とすることで柔軟に対応した。

今後、開催県や中央競技団体等の意向を踏まえた柔軟な対応を継続する必要がある。

II. 国体を取り巻く社会情勢の変化とスポーツ界の動向

1. 社会情勢の変化

(1) 急激な人口減社会と地域インフラ・コストの上昇

現在、我が国では、人口減少を前提とした社会構造への転換が求められており、人口減少と高齢化、それに伴う社会保障のあり方などについて、長期的な視点にたった様々な議論がなされている。

例えば、平成 23(2011)年 2 月に国土審議会政策部会・長期展望委員会が公表した「国土の長期展望・中間とりまとめ」では、2050 年の地域別の人口動向の推計をもとに、急激な人口減少に伴う高齢化や過疎化が地域コミュニティや当該地域の住民生活に及ぼす影響について、検討を深めていくことの必要性を指摘している。

また、これまでの国民の生活を支えてきた道路、上下水道、鉄道等々の国土基盤ストック（大きな地理的スケールや国民的・国家的視点から考えるべき社会基盤の蓄え）を今後とも同様に維持・更新していこうとする場合、「地方圏を中心に人口が少ない県において将来 1 人当たりの維持管理・更新費が大きくなる」と指摘している。

【これからの国体に求められる視点】

国体と国土基盤ストックの関係については、国体を都道府県持回り・都道府県対抗方式で毎年開催することによって、開催県を中心にスポーツ施設をはじめとした地域インフラが整備・充実されるとともに、各都道府県のスポーツ振興体制及び競技団体等のスポーツ組織の充実などに寄与してきたことは紛れもない事実である。その一方で、開催する都道府県からは、施設整備や大会運営に関わる人的・財政的負担について、過剰な準備や運営に対して配慮（軽減）するように要望があり、一層の簡素・効率化を図ってきたところである。

今後、国体の開催基盤である地方の過疎化とその社会生活の基盤である地域インフラ・コストのますますの上昇が予測されるなかで、これまで以上に地域のハード・ソフト両面にわたる社会的基盤の充実や活性化に寄与する国体のあり方が、より一層求められることになる。

したがって、これからの国体は、開催県や各都道府県におけるスポーツ推進の取組みを通して、地域の住民、行政、企業等が一体となって自ら考え、主体的に地域づくりを促進するとともに、地域コミュニティの再生や経済活動を活性化することにより、国土基盤ストックの維持・更新に伴う財政的・精神的な負担感を軽減する、新たな地域づくりへ導いていくことなどが求められる。

(2) グローバル課題の進展

国連人口基金（UNFPA）が平成 23(2011)年 10 月に発表した「世界人口白書 2011」では、同年 10 月 31 日に世界の人口が 70 億人に到達するとの予測を踏まえ、「（世界人口が 70 億人に到達することは）成果と挫折と矛盾に満ちている」として、世界人口が増加する一方で女性が産む平均の子ども数は減っていることや、人口の若年化とその後の高齢化を指摘するとともに、貧しい国々における出生率の高さと裕福な国々の出生率の低さが経済や社会、さらには地球環境に及ぼす影響に警鐘を鳴らしている。

今後、世界各地で進む急速な都市化と人口構造上の不均衡、気候変動やその他の環境問題、経済金融問題など、地球（グローバル）規模の課題解決が求められている。

【これからの国体に求められる視点】

我が国の地域（ローカル）が抱える課題は、国家（ナショナル）を超え、地球（グローバル）規模においても課題となっており、前述の人類社会が直面するグローバルな課題の解決に貢献するような国体のあり方が問われることになる。

したがって、これからの国体は、世界に先んじて少子・高齢化や地方の過疎化などの課題を抱えている我が国において、スポーツ推進の取組みを通して、地域の活性化や心身ともに健全で幅広い視野を有した若者の育成を図ることなどにより、今後の地球規模におけるグローバルな課題解決への実践例を提示することなどが求められる。

2. スポーツ界の動向

(1) 「21 世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進 2013—」の策定

日体協では、平成 13(2001)年 1 月に「21 世紀の国民スポーツ振興方策」（以下「スポーツ振興 2001」という。）を策定し、日体協を中心とする国民スポーツ振興の現状と課題並びに 21 世紀の国民スポーツ振興の方向性を示すとともに、推進すべき振興方策について明らかにした。

「スポーツ振興 2001」では、日体協が 21 世紀の国民スポーツ振興を図るにあたっての基本的理念について、「国民の一人ひとりが、豊かで活力のある『生活／暮らし』を目指し、生涯を通じたライフステージにおいて、自己の能力・適性、興味・関心等に応じ、主体的にスポーツ文化を豊かに享受することのできるスポーツライフスタイルを構築していくという社会、いわゆる『生涯スポーツ社会』を実現していく」ことが掲げられた。

国体については、戦後の我が国スポーツ振興の基盤を形成するとともに、競技力の向上をはじめ、国民スポーツの充実・発展に大きな貢献をしてきたことに言及する一方で、21 世紀の国体の意義、役割など、時代に即応した大会の性格やあり方を検討するとともに、簡素・効率化の視点に立った大会の準備・運営全般の改革・改善に向けた幅広い取組みや、ジュニアアスリートからトップアスリートを含む幅広い層を対象とする大会として充実・活性化を図っていく取組みを推進する必要性が指摘された。その上で、今後、我が国最大の総合スポーツ大会として、より魅力ある国体へと発展させていくための方策として、国体運営の簡素化・効率化とともに、トップアスリートの参加促進や秋季大会実施競技の夏季大会への移行の促進、総合得点算出方法の見直しなどを中心とした改善・充実を図っていくことが提言された。

平成 20(2008)年 3 月には、「21 世紀の国民スポーツ振興方策—スポーツ振興 2008—」（以下「スポーツ振興 2008」という。）が策定され、「スポーツ振興 2001」で提起された方策等の達成状況の確認と評価を行い、課題を明らかにした上で、今後推進すべき振興方策について整理された。

「スポーツ振興 2008」では、豊かで活力ある「生活／暮らし」を目指し、生涯を通じて自己の能力・適性、興味・関心等に応じ、主体的にスポーツ文化を豊かに享受することのできる「生涯スポーツ社会の実現」を基本理念とし、「国民の過半数が、週 1 回以上の継続的なスポーツ活動を実施している状況」や「地域スポーツクラブへの加入率が概ね 30%程度」といった「生涯スポーツ社会」のイメージ像を掲げつつ、「する」、「みる」、「支える」スポーツを三本の柱とする国民スポーツ振興の視点が提示された。

国体については、「国民体育大会の改善・充実」として、国体の再構築を推進していく

ために、「国体改革 2003」において示された「新しい国民体育大会の方向性」の基本方針及び各種プロジェクトの提言等を踏まえ、実施競技の見直しや国体開催地の財政負担の軽減（マーケティング活動の推進）などを中心とした改善・充実を図っていくことが提言された。

現在、日体協では「スポーツ振興 2008」以降の、「スポーツ基本法」の公布・施行と「スポーツ基本計画」の策定や日体協と JOC の創立 100 周年記念シンポジウムにおいて採択された「スポーツ宣言日本」などのスポーツを取り巻く様々な動向に適切に対応するとともに、「スポーツ振興 2008」において示された概ね 5 年後の全体的な評価と見直しを行うため、方策の見直しが行われており、「21 世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進 2013—」（以下「スポーツ推進 2013」という。）として策定されることとなっている。

「スポーツ推進 2013」では、日体協が 21 世紀に達成すべき「スポーツ宣言日本」の 3 つのグローバル課題を念頭におき、概ね一世紀（100 年）を見据えた国民スポーツ推進の方向性を示した上で、今後 10 年を見据えた国民スポーツ推進の基本理念を提示している。

その基本理念は、これまでのスポーツ振興方策における「生涯スポーツ社会の実現」という理念を包含し、さらに一歩進めた理念として、「国民の一人ひとりがスポーツ文化を豊かに享受することを通してスポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献する」という「スポーツ立国の実現」を掲げている。

この基本理念を踏まえたこれからの国体は、アスリートの発掘・育成・強化や都道府県のスポーツ施設の整備及び競技団体等スポーツ組織・体制の充実など、これまで、我が国のスポーツ振興に重要な役割を果たしてきたことに加えて、アスリートをはじめとするスポーツに関わる自立・自律した人々の育成や、国体の開催を契機とした地域（ローカル）の主体的かつ自治的なスポーツ実践の促進に向けた取組み等の推進を通して、「スポーツ立国の実現」に向けた中心的な役割を果たすことが求められている。

(2) 「スポーツ基本法」の公布・施行と「スポーツ基本計画」の策定

昭和 36(1961)年に制定された「スポーツ振興法」を全面的に改正し、平成 23(2011)年 6 月に公布、同年 8 月から施行された「スポーツ基本法」では、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と位置付けるとともに、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であることが謳われている。

さらに、国体に関しては、条文において次のように位置付けられている（一部省略）。

（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 （省略）

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

また、平成 24(2012)年 3 月には、「スポーツ基本法」の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策に関して、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための具体的な指針として位置付けられる「スポーツ基本計画」が策定された。

国体に関しては、次のような位置付けがなされている（一部省略）。

4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化

③今後の具体的施策展開（抜粋）

国、公益財団法人日本体育協会及び開催地の都道府県は、将来性豊かなアスリートの発掘・育成を念頭に置き、ジュニアアスリートからトップアスリートまで、国際レベルを目指すアスリートが競う国内トップレベルの総合競技大会として、国民体育大会を開催する。

このように「スポーツ基本計画」では、アジアをはじめ世界各国における近年の顕著な競技力の向上に対応して、国体には、我が国のジュニア世代からの計画的な発掘・育成とアスリートのより一層の競技力向上を図ることが期待されている。

したがって、国、日体協及び開催県は、競技会としての国体のより一層の充実・活性化を促進し、国体の社会的な意義や価値の向上への取組みが求められている。

(3) 「スポーツ宣言日本 ～21 世紀におけるスポーツの使命～」の公表

平成 23 (2011) 年 7 月に開催された日体協と JOC の創立 100 周年記念シンポジウムにおいて採択された「スポーツ宣言日本」では、21 世紀における新しいスポーツの社会的使命を、スポーツと関わりの深い 3 つのグローバルな課題に集約するとともに、「スポーツの 21 世紀的価値」として次のように宣言した。

① スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々のつながりを深める。人と人との絆を培うこのスポーツの力は、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする。

21 世紀のスポーツは、人種や思想、信条等の異なる多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努めることによって、公正で福祉豊かな地域生活の創造に寄与する。【「公正で福祉豊かな地域生活」の創造への寄与】

② スポーツは、身体活動の喜びに根ざし、個々人の身体的諸能力を自在に活用する楽しみを広げ深める。この素朴な身体的経験は、人間に内在する共感の能力を育み、環境や他者を理解し、響き合う豊かな可能性を有している。

21 世紀のスポーツは、高度に情報化する現代社会において、このような身体的諸能力の洗練を通じて、自然と文明の融和を導き、環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造に寄与する。【「環境と共生の時代を生きるライフスタイル」の創造への寄与】

③ スポーツは、その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う。この相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う。

21 世紀のスポーツは、多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深めることを通じて、平和と友好に満ちた世界を築くことに寄与する。【「平和と友好に満ちた世界」の構築への寄与】

① 「公正で福祉豊かな地域生活」の創造への寄与

この課題は、身近なスポーツ環境と日常生活圏域における人々の公正で福祉豊かな地域生活の創造を目指すものであり、これまで日体協をはじめとするスポーツ界が目指してきた「生涯スポーツ社会の実現」という国民スポーツ振興の基本理念にも通じるものである。しかしながら、例えば今後確実な人口減少社会が予測される我が国は、すでに欧米先進諸国が経験してきたように、人種や思想、信条等が異なる多様な人々が集い、身近な地域での暮らしが多様な住民によって構成される新たな課題への対応を求められることが想定される。

都道府県対抗を基盤とする国体は、国体に伴う開催県や参加都道府県の各地域におけるアスリートをはじめとするスポーツ指導者やスポーツ団体関係者、スポーツボランティアなどのスポーツに関わる全ての人々（以下「スポーツ関係者」という。）の育成やスポーツ環境（施設や組織等）の整備等の取組みを通して、「遍（あまね）く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努める」ことを念頭においた開催が求められている。

② 「環境と共生の時代を生きるライフスタイル」の創造への寄与

この課題は、地球的環境の整備と持続可能な生活の維持・発展を念頭に置いた環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造を目指すものである。近年の科学技術の発展に伴う「テクノロジーの急速な発達」は、過剰なエネルギー消費をもたらし地球環境を破壊している。また、「高度に情報化する現代社会」では、イメージーションやシミュレーションの世界がもたらす仮想空間のなかで、生身の身体の喜びや痛みから乖離した欲望が無限に肥大化している。

都道府県のスポーツ振興体制及び競技団体等のスポーツ組織の充実等に寄与してきた国体は、国体に伴う開催県や参加都道府県の各地域におけるスポーツ関係者の育成やスポーツ環境（施設や組織等）の整備等の取組みを通して、「身体的諸能力の洗練を通じて、自然と文明の融和を導く」ことを念頭においた開催が求められている。

③ 「平和と友好に満ちた世界」の構築への寄与

この課題は、フェアプレーの精神に基づく生活を通して平和と友好に満ちた世界を築くことを目指すものである。20 世紀は「戦争の世紀」とも呼ばれたが、その前提は明確な境界に基づく国と国同士との敵対関係にあった。しかし、21 世紀は多様な価値が交錯する複雑な世界のなかで、従来の境界を前提としない紛争やテロリズムが横行する社会となっている。

各都道府県を代表するトップアスリートが集う最高の大会を目指してきた国体は、国体に伴う開催県や参加都道府県の各地域におけるスポーツ関係者の育成や各種交流事業の実施等の取組みを通して、「多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深める」ことを念頭においた開催が求められている。

(4) 東日本大震災からの復興に向けたスポーツ界の取組み

平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う未曾有の大災害に際し、スポーツに携わる者一人ひとりの思いが、国内外、そしてプロ・アマの垣根を超えたスポーツを通じた支援の輪へと広がり、スポーツの「力」が再認識される機会となった。

国体では、各大会において「東日本大震災復興支援」の冠名称と「たちあがれ！東北 がんばろう！日本」等の合言葉を掲げるほか、被災者を対象とした参加資格の特例措置を設けるなど、大震災からの復興に向けた各種の支援に取り組んでいる。

特に、平成 28(2016)年の第 71 回大会の開催を予定している岩手県では、国体を「復興のシンボル」となる大会として位置付け、開催に向けた準備が行われている。

さらに日体協では、被災地の公認スポーツ指導者や日本スポーツ少年団の登録料を免除するなど、各種事業において支援に取り組んでいるほか、JOC、日本サッカー協会、日本トップリーグ連携機構との共催による「スポーツこころのプロジェクト（スポーツ笑顔の教室）」等の事業を展開している。「スポーツ笑顔の教室」では、被災地の小学校へアスリートを派遣することで、被災した子どもたちに、スポーツを通して「笑顔」と「将来に向けた希望」を取り戻してもらえよう取組みを行っている。

このようなスポーツによる支援の取組みを通して、大震災からの復興はもとより、人と人との絆を培い、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする事が期待されている。

なかでも国体については、大震災からの復興に向けたスポーツの「力」を発揮するイベントとして、大きな役割を果たすことが求められている。

Ⅲ. 21 世紀の国体像 ～ 国体ムーブメントの推進 ～

国体委員会では、国内外における社会情勢の変化や新たなスポーツ界の動向への対応に加え、「国体の意義と価値を社会に一層アピールすることや「アスリートにとって一層魅力ある競技会とする」ため、日体協が目指す「スポーツ立国の実現」を念頭に置くとともに、「スポーツ宣言日本」において示された「スポーツの 21 世紀的価値」を踏まえ、各方面からの幅広い意見を聴取しつつ検討・協議を重ね、新たに「21 世紀の国体像」をとりまとめた。

これからの国体は、関係機関・団体等が連携し、開催県や各都道府県における国体の開催を中心とする「国体ムーブメント」の積極的な推進を通して「21 世紀の国体像」を実現することにより、「国民の一人ひとりがスポーツ文化を豊かに享受することを通してスポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献する」という「スポーツ立国の実現」に向けた中心的な役割を果たすことを目指す。

さらには、「スポーツ立国の実現」に向けた取組みを通して「スポーツ宣言日本」において示された「スポーツの 21 世紀的価値」等を具現化し、実践することによって、21 世紀における新しいスポーツの社会的使命を達成することを目指す。

なお、「国体ムーブメント」とは、国体の開催を中心とする国体に関連した全ての諸事業を通して、国体の果たす意義や価値を多くの人々に伝え、理解を深める取組みを展開していく運動であり、普遍的・恒久的に推進していくものである。

1. 21 世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）

戦後の荒廃と混乱の中で、スポーツを通して国民に、とりわけ青少年に勇気と希望を与えようとして始まった国体は、開催を契機としてスポーツ施設が整備・充実されるとともに、都道府県のスポーツ振興体制及び競技団体等のスポーツ組織の充実などに寄与してきた。その後、経済の長期的低迷や行・財政改革による緊縮財政化が加速する中で、開催県における国体開催に伴うスポーツ施設の整備のあり方や経費・運営面での負担をいかに軽減していくかが、国体全体における大きな課題となった。

このような課題に対応するため、「大会の充実・活性化」と「大会運営の簡素・効率化」を二本柱とした「国体改革 2003」を策定し、各種の改革に取り組んできたが、前述のとおり、国体を取り巻く社会情勢が大きく変化してきていることやスポーツ界における様々な動向に適切に対応する必要性が生じた。

このことから、日体協が目指す「スポーツ立国の実現」を念頭に置き、「スポーツ宣言日本」において 21 世紀におけるスポーツが果たすべき新たな社会的使命として示された、スポーツに関わりの深い 3 つのグローバル課題を踏まえ、次の 3 点を国体の新たなコンセプト「21 世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）」として定め、今後の改革に取り組む。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 国体を通じた 地域の活性化 ～ 「元気な日本社会」の創造 ～(2) 国体を通じた スポーツ文化の浸透 ～ スポーツとともにある社会の実現 ～(3) 国体を通じた アスリートの発掘・育成・強化 ～ 地域から世界へ ～ |
|---|

(1) 国体を通じた 地域の活性化 ～ 「元気な日本社会」の創造 ～

国体は、地域のスポーツ振興の取組みに支えられているとともに、これまで、地域のスポーツ振興において重要な役割を果たしてきた。

このことから、これからも「スポーツが公的な存在として認知され、誰もが容易にスポーツに参加できる環境が整い、スポーツを核とした新しい地域社会（コミュニティ）が構

築されている状況」(スポーツ立国のイメージ像)の具現化に貢献していく必要がある。

さらに、「スポーツ宣言日本」において求められている『公正で福祉豊かな地域生活』の創造への寄与に向け、「共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする」ことにも貢献することが期待されている。

したがって、これからの国体は、開催県や参加都道府県の各地域におけるスポーツ関係者の育成・活用やスポーツ環境(施設や組織等)の整備などの「国体ムーブメント」の推進を通して、「人と人との絆を培う」とともに、スポーツ施設をはじめとする地域インフラの充実を図ることなどによって、地域コミュニティの再生や経済活動の活性化といった「地域の活性化」を促進し、「元気な日本社会」の創造に寄与することを目指す。

(2) 国体を通じた スポーツ文化の浸透 ～ スポーツとともにある社会の実現 ～

国体は、これまで、多世代による都道府県対抗の総合スポーツ大会として、多くの関係機関・団体や関係者の支援と協力により開催されてきた。

このことから、これからも「スポーツの本質的な意義や価値を個々人が理解し、ライフステージに応じた『生きがい』や『幸福』を追究する多様なスポーツライフスタイルを形成している状況」(スポーツ立国のイメージ像)の具現化に貢献していく必要がある。

さらに、「スポーツ宣言日本」において求められている『環境と共生の時代を生きるライフスタイル』の創造への寄与に向け、競技会への参加(「する」「みる」「支える」)等の「素朴な身体的経験」を通して、人間に内在する環境や他者への共感の能力を育むことにも貢献することが期待されている。

したがって、これからの国体は、開催県や参加都道府県の各地域におけるスポーツ関係者の育成・活用や地球環境を意識したスポーツ環境(施設や組織等)の整備などの「国体ムーブメント」の推進を通して、自発的なスポーツ文化への「多様なかかわり方」を提供するとともに、人間の身体にとってやさしい自然＝環境を求める生活(ライフスタイル)の基盤形成に努めることなどによって、このような「スポーツ文化の浸透」を促進し、「スポーツとともにある社会の実現」に寄与することを目指す。

(3) 国体を通じた アスリートの発掘・育成・強化 ～ 地域から世界へ ～

国体は、これまで、各都道府県の郷土を代表する選手が競う総合スポーツ大会として開催されてきた。

このことから、これからも「スポーツを通してフェアプレー精神の本質が理解され、草の根レベルから社会(国)レベルの交流によって、人々の相互尊敬や異文化理解を基調とする真の親善と友好が広がっている状況」(スポーツ立国のイメージ像)の具現化に貢献していく必要がある。

さらに、「スポーツ宣言日本」において求められている『平和と友好に満ちた世界』の構築への寄与に向け、各都道府県におけるアスリート育成事業等を通して、「積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深める」ことにも貢献することが期待されている。

したがって、これからの国体は、開催県や参加都道府県における各競技の競技者育成プログラム等の指導理念や指導計画に基づくアスリートの育成などの「国体ムーブメント」の推進を通して、アスリートを発掘し競技力の向上を図ることを目指す。

さらには、その育成過程において、各都道府県の郷土の代表としての自覚と責任を育む

とともに、ジュニアの段階から平和と友好の重要性を体得させることなどによって、グローバルな課題を解決に導く社会的使命を自覚した上で、真の親善と友好を広げるスポーツ文化の良さを体現し他者に伝えることのできる「アスリートの発掘・育成・強化」を一層充実し、「地域から世界へ」羽ばたくアスリートの育成に寄与することを目指す。

なお、心身ともに健全で幅広い視野を有したアスリートを育成するためには、スポーツ医・科学の知識を有し、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導することにより、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることができる指導者の存在が不可欠であることから、都道府県体協や中央競技団体等と連携し、日体協公認スポーツ指導者の育成と活用をより一層促進する。

2. 目的・性格

現行の「国民体育大会開催基準要項」に定められている「目的・性格」については、「地域の活性化」、「スポーツ文化の浸透」、「アスリートの発掘・育成・強化」といった「21 世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）」の内容を包含したものとなっている。

また、現行の「国民体育大会開催基準要項」に基づき開催されてきた国体が、我が国のスポーツ振興に大きな成果をもたらすとともに重要な役割を果たしてきた。

これらの観点を勘案して、大会の「目的・性格」については、現行の「国民体育大会開催基準要項」において定められている目的と性格を今後も踏襲する。

【目的】 大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

【性格】 大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

3. 大会の位置付け

「21 世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）」については、これまでの国体改革の取り組みにおける達成状況と課題、国体を取り巻く社会情勢の変化とスポーツ界の動向、とりわけ「スポーツ宣言日本」に示されたグローバル課題の解決に向けて求められる取り組みなどを踏まえたものである。

したがって、現行の「目的・性格」を踏まえたこれからの国体開催を巡る「大会の位置付け」については、次の3点を掲げ、国や開催県、都道府県体協、中央競技団体などの関係機関・団体等の支援と協力を得ながら開催する。

- ① 各都道府県の郷土を代表する選手が競う国内最大・最高の総合スポーツ大会
- ② 国民のスポーツへの関心やスポーツの文化的価値への認識を高める大会
- ③ 将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を行う大会

① 各都道府県の郷土を代表する選手が競う国内最大・最高の総合スポーツ大会

国体は、その開催を中心とする「国体ムーブメント」の推進を通して、人材育成や施設整備などソフト・ハード両面が充実することにより、郷土に対する愛着や地域の「絆」を強め、地域コミュニティの再生や経済活動の活性化等に寄与していく必要がある。

したがって、これからも国体を「各都道府県の郷土を代表する選手が競う国内最大・最高の総合スポーツ大会」として位置付けて、開催する。

② 国民のスポーツへの関心やスポーツの文化的価値への認識を高める大会

国体は、その開催を中心とする「国体ムーブメント」の推進を通して、国民の一人ひとりがスポーツの主人公として自らの欲求に基づき、スポーツに触れる（「する」「みる」「支える」）機会を創出し、グローバル社会における環境と共生の時代を生きる人々のライフスタイルの構築を促進していく必要がある。

したがって、これからも国体を「国民のスポーツへの関心やスポーツの文化的価値への認識を高める大会」として位置付けて、開催する。

③ 将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を行う大会

国体は、その開催を中心とする「国体ムーブメント」の推進を通して、各競技の競技者育成プログラム等に基づく指導理念や指導計画により、地域、日本、さらにはアジア、そして世界を舞台に活躍するアスリートを発掘し競技力の向上を図っていく必要がある。また、その育成過程において、各都道府県の郷土の代表としての自覚と責任を育むとともに、ジュニアの段階から平和と友好の重要性を体得させるなど、グローバルな課題を解決に導く社会的使命を自覚した上で、真の親善と友好を拓げるスポーツ文化の良さを体現し他者に伝えることのできるアスリートとして育成していく必要がある。

したがって、これからも国体を「将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を行う大会」として位置付けて、開催する。

4. 実施方法

これからの国体は、「21 世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）」と「目的・性格」及び「大会の位置付け」を踏まえるとともに、これまで国体が戦後の荒廃と混乱の中で始まって以降、今日まで毎年継続して開催され、我が国のスポーツ振興に大きく寄与してきたことを考慮し、当面、次の 4 点を基本として実施する。

- ① 毎年開催
- ② 都道府県持回り開催
- ③ 都道府県対抗
- ④ 開催県のフルエントリー

① 毎年開催

国体は「毎年開催」されることにより、開催県や各都道府県におけるスポーツ指導者等の人材育成やスポーツ施設の整備といったスポーツ環境の整備を通して地域活性化の基盤となる取組みの継続的かつ計画的な推進に寄与している。

また、我が国におけるスポーツ文化の浸透や将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化に向けた取組みにおいて重要な役割を果たしている。

したがって、「国体ムーブメント」を継続的・計画的に推進し、効果的に展開するため、今後も「毎年開催」する。

② 都道府県持回り開催

国体は「都道府県持回り開催」されることにより、開催県を中心に、国体の開催を契機としたスポーツ施設をはじめとする地域インフラの整備やスポーツ指導者等の人材育成、アスリートの発掘・育成・強化といったスポーツ環境の整備や人材育成を通

して地域の活性化に大きく貢献する取組みの継続的かつ計画的な推進に寄与している。

また、このような開催県を中心とするスポーツを通じた各種の取組みによって、地域の活性化等が全国的に波及するなど大きな役割を果たしている。

したがって、「国体ムーブメント」を遍（あまね）く展開し、地域の活性化に貢献していくため、今後も「都道府県持回り開催」方式により開催する。

なお、今後の道州制の導入に向けた動向を注視し、必要に応じて、新たな方式を検討する。

③ 都道府県対抗

国体は「都道府県対抗」により開催されることによって、各都道府県自らが主体的に人材育成やスポーツ施設の整備を促進するといったスポーツ環境の整備を通して、地域の活性化に寄与している。

また、将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化に向けた取組みが促進され、郷土に対する愛着や地域の「絆」を強めるとともに、それらの取組みを通してスポーツ文化の広範かつ効果的な浸透に大きな役割を果たしている。

したがって、我が国スポーツ界における都道府県が果たす役割の重要性に鑑み、今後も「都道府県対抗」により開催する。

④ 開催県のフルエントリー

国体は、地元である開催県がブロック予選を経ずに本大会へ出場できる「開催県のフルエントリー」で開催されることにより、多くのアスリートの発掘・育成・強化が計画的かつ継続的に展開されるなど、我が国の競技力向上に寄与している。また、大会開催に向けた機運の醸成等を図るための取組みを通して地域住民へのスポーツ文化の浸透に大きな役割を果たしている。

したがって、我が国スポーツ界における開催県が果たす役割の重要性に鑑み、今後も「開催県のフルエントリー」により開催する。

IV.国体の充実・活性化に向けた取組み

1. 具体的な取組みの内容

「21 世紀の国体像」の実現に向けた中長期における具体的な取組みとして、「21 世紀の国体像の目指す方向性（コンセプト）」と、そのコンセプトに対応した「目的・性格」と「大会の位置付け」及び「実施方法」を踏まえ、以下に掲げる事項に取り組むことにより、国体の充実・活性化を図る。

- (1) 「国体ムーブメント」の積極的な展開
- (2) 少年種別（ジュニア世代）の充実
- (3) 各競技会の実施規模等の見直し
- (4) 冬季大会の活性化

(1) 「国体ムーブメント」の積極的な展開

「国体ムーブメント」とは、国体の開催を中心とする国体に関連した全ての諸事業を通して、国体の果たす意義や価値を多くの人々に伝え、理解を深める取組みを展開していく運動であり、普遍的・恒久的に推進していくものである。

また、「国体ムーブメント」の推進にあたっては、日体協をはじめとする国（文部科学省等）、開催県、都道府県体協、中央競技団体等の関係機関・団体及びアスリート、指導者等の国体に関わる全ての関係者の連携・協力が必要となる。

したがって、国体に関わる全ての関係機関・団体等が連携・協力し、開催県や参加都道府県が実施あるいは実施を予定している国体を巡る事業において、「21 世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）」を多くの人々に伝え、理解を深める取組み（働きかけ）を実施すること（「国体ムーブメント」の積極的な展開）により、「21 世紀の国体像」の実現を目指す。

さらには、「国体ムーブメント」の積極的・継続的な展開を通して、次のようなスポーツによる社会的な貢献を目指す。

【「国体ムーブメント」の展開により目指すもの】

「国体ムーブメント」の積極的・継続的な展開を通し、「21 世紀の国体像」を実現することにより、「国民の一人ひとりがスポーツ文化を豊かに享受することを通してスポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献する」という「スポーツ立国の実現」に向けた中心的な役割を果たすことを目指す。

さらには、「スポーツ立国の実現」に向けた取組みを通して「スポーツ宣言日本」において示された「スポーツの 21 世紀的価値」（『公正で福祉豊かな地域生活』の創造、『環境と共生の時代を生きるライフスタイル』の創造、『平和と友好に満ちた世界』の構築）を具現化し、実践することによって、21 世紀における新しいスポーツの社会的使命を達成することを目指す。

具体的には、以下に掲げる事業を中心に取り組み、その事業の推進にあたっては、それぞれの実情に応じて事業内容を工夫するなど、柔軟に対応する必要がある。

【「国体ムーブメント」を推進する上での主な事業】

◆ 全国的な展開

- ブロック大会・都道府県予選会の開催による推進

- アスリートの発掘・育成・強化の推進
- 日体協公認スポーツ指導者の育成・活用の促進
- スポーツ医・科学の研究とドーピング防止活動の推進
- 地域におけるスポーツ環境（施設や組織等）の整備と活用の促進
- 中学校・高等学校の運動部活動との連携の促進
- 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等との連携の促進

◆ 開催県を中心とした展開

- 国体の開催による推進
- 関連イベントの開催の促進
 - ▶ トップアスリート等による PR イベントの開催
 - ▶ 「平和と友好」を促進する交流型イベントの開催 等
- 広報活動の展開
- マーケティング活動の推進
- スポーツボランティアの育成と活用の促進
- 自然環境や都市環境のより豊かな保全に向けた活動の推進
 - ▶ 「国体の森（仮称）」構想（競技会場地等への植林事業）の検討 等
- スポーツツーリズムの推進
- スポーツ施設の整備と活用の促進
 - ▶ 国体開催前後の全国規模の競技別大会の開催
 - ▶ 国体開催後の競技施設利用等の自己評価の実施と結果の公表 等

(2) 少年種別（ジュニア世代）の充実

日体協をはじめとする国（文部科学省等）、開催県、都道府県体協、中央競技団体等の関係機関・団体は、国体の開催を中心とする「国体ムーブメント」の諸事業を通して、地域、日本、さらにはアジア、そして世界を舞台に活躍するアスリートを発掘・育成・強化し、競技力向上に努める必要がある。さらには、その育成過程において、各都道府県の郷土の代表としての自覚と責任を育むとともに、ジュニアの段階から平和と友好の重要性を体得するなど、グローバルな課題を解決に導く社会的使命を自覚した上で、スポーツ文化を体現し他者に伝えることのできるアスリートを育成する必要がある。

したがって、以下に掲げる取組みを通して、少年種別（ジュニア世代）の充実に努める。

① 少年種別の参加人数及び参加県数の増

ジュニアアスリートの発掘・育成・強化に向けた取組みを、より一層充実させ、効果的なものとするため、各競技会の実施規模等の見直しにあたって、競技特性に鑑みながら、原則として少年種別の参加人数や参加県数を成年種別より多くする。

② 少年種別の年齢区分の見直し

各競技におけるジュニアアスリートの発掘・育成・強化を巡る国内外の動向に適切に対応するため、当該中央競技団体等の意向を踏まえた上で、競技特性や各競技の競技者育成プログラム等を勘案し、次の観点に基づき見直す。

- ▶ ユース等の年代による区分（U-16 等）の導入（競技ごとに導入を検討）
- ▶ 年齢の下限の引き下げ（中学 3 年生の参加競技の拡充、中学 2 年生以下の参加の検討）

③ 公益財団法人全国高等学校体育連盟や公益財団法人日本中学校体育連盟などの関係機関・団体等との連絡会議の開催

国内におけるジュニアアスリートの発掘・育成・強化を巡る諸課題に適切かつ総合的に対応するためには、ジュニアアスリートを対象とする全国規模の総合スポーツ大会を開催する関係機関・団体等が連携して取り組む必要がある。

したがって、上記①や②に関する内容や次の内容等について協議・調整するための連絡会議を開催する。

- ジュニア世代の発掘・育成・強化のあり方
- 国体を含めた全国規模（付随する地域大会等を含む）の総合スポーツ大会が過密化している状況に対して、国体と全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会をはじめとする大会の開催スケジュールの調整及び大会開催のあり方に関する検討

(3) 各競技会の実施規模等の見直し

各競技会の実施規模等については、「国体改革 2003」における「大会運営の簡素・効率化」の取組みとして、平成 20(2008)年の第 63 回大会までに平均 15%の参加人員の削減が実施されたことなどから、一部の競技・種目・種別においては、次のような課題が生じている。

- 成年種別のみの実施で、少年種別を実施していない競技・種目がある。また、少年種別と成年種別で実施している競技・種目でも、参加人数及び参加県数に占める少年種別の割合が低い競技・種目がある。
- 男子種別のみの実施で、女子種別を実施していない競技がある。また、女子種別を実施している競技でも、成年と少年を合わせて「女子」種別として実施している競技がある。
- 限られた参加人員総数の中で、選手が監督を兼任せざるを得ない競技・種目があり、当該選手やチームの競技会におけるパフォーマンスへの影響が懸念される。
- 中央競技団体が定める競技規則より少ない人数でチームを構成せざるを得ない団体競技・種目があり、選手の安全確保等への影響が懸念され、トップアスリートの参加促進の障害のひとつとなっている。
- 参加県数が 16 県未満の競技でトーナメント戦を実施する場合、組合せによっては 1 試合も戦うことなく 8 位以内が確定し、競技得点を獲得できる競技・種目・種別がある。

国体をアスリートにとって一層魅力ある競技会として充実・活性化させるためには、このような課題に適切に対応するとともに、大会の「目的・性格」と「大会の位置付け」及び「実施方法」等を踏まえ、各競技会の実施規模等を見直す必要がある。

したがって、以下の各項目について、各競技の特性を踏まえるとともに、競技会の日程、会期、競技施設、宿泊施設等への影響を考慮の上、都道府県体協や中央競技団体、開催県などの関係機関・団体等と十分協議し、各競技会の実施規模等を見直す。

① 少年種別（ジュニア世代）の充実¹

これからの国体は、「国内最大・最高の総合スポーツ大会」及び「将来性豊かなア

¹ 前項「(2)少年種別（ジュニア世代）の充実」①②の内容を再掲。

スリートの発掘・育成・強化を行う大会」という「大会の位置付け」の意義に鑑み、地域、日本、さらにはアジア、そして世界を舞台に活躍するアスリートを発掘・育成・強化し、競技力向上に努める必要がある。さらには、その育成過程において、各都道府県の郷土の代表としての自覚と責任を育むとともに、ジュニアの段階から平和と友好の重要性を体得するなど、グローバルな課題を解決に導く社会的使命を自覚した上で、スポーツ文化を体現し他者に伝えることのできるアスリートを育成する必要がある。

したがって、以下に掲げる取組みを通して、少年種別（ジュニア世代）の充実に努める。

- 少年種別の参加人数及び参加県数の増
- 少年種別の年齢区分の見直し

② 女子種別の充実

これからの国体は、「国内最大・最高の総合スポーツ大会」及び「将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を行う大会」という「大会の位置付け」の意義や近年の我が国の女性アスリートの国際的な活躍に鑑み、男女の別なく遍（あまね）くスポーツ文化を豊かに享受できる環境を整備し、女性アスリートのさらなる発掘・育成・強化を図る必要がある。

したがって、国体が都道府県対抗を基本とすることに鑑み、各都道府県における当該競技の普及状況（女性アスリートの競技者数等）などを確認しつつ、女子種別の拡充を希望する中央競技団体と継続的に協議を実施し、次の取組みを行う。

➤ 「女子」種別の導入（対象：「女子」種別未実施競技）

女子種目の普及・認知が進んでいる競技については、まず「少年女子」と「成年女子」種別を一本化した「女子」種別としての導入を検討する。

➤ 「少年女子」及び「成年女子」種別の実施（対象：「女子」種別実施競技）

すでに「女子」種別として実施されている競技については、その実施状況や競技特性を踏まえ、「少年女子」と「成年女子」それぞれでの実施を検討する。

③ 専任監督の配置

これからの国体は、「国内最大・最高の総合スポーツ大会」及び「将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を行う大会」という「大会の位置付け」の意義に鑑み、選手が競技に専念できる環境の整備（選手兼任監督の解消）とともに、都道府県における日体協公認スポーツ指導者の育成及び活用を一層促進することにより、アスリートの育成・強化体制の充実に寄与する必要がある。

したがって、監督に対する日体協公認スポーツ指導者資格の保有義務付けを徹底するとともに、選手が監督を兼任せざるを得ない競技・種目については、専任監督を配置するための措置を講じる。

④ 各競技参加人数の見直し

これからの国体は、「国内最大・最高の総合スポーツ大会」及び「将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を行う大会」という「大会の位置付け」の意義に鑑み、トップアスリートの参加促進を図るため、選手の安全を確保し、競技会としての魅力を高める必要がある。

したがって、中央競技団体が定める競技規則より少ない人数でチームを構成せざ

るを得ない団体競技・種目については、各競技において競技会を実施する上で適正な人数となるように参加人数を見直す措置を講じる。

⑤ 参加県数の見直し

これからの国体は、「国内最大・最高の総合スポーツ大会」及び「国民のスポーツへの関心やスポーツの文化的価値への認識を高める大会」という「大会の位置付け」の意義に鑑み、トーナメント戦において、1 回戦がシードされることにより自動的に 8 位入賞となる（競技得点が得られる）状況を解消する必要がある。

したがって、参加県数を原則として 16 県以上となるように参加県数を見直す措置を講じる。

なお、競技日程、施設（施設基準）等により、16 県以上での実施が困難な競技については、組合せが決定した段階で自動的に 8 位入賞とならないような競技の実施方法（予選リーグ・決勝トーナメント方式等）に関するガイドラインの作成を検討する。

(4) 冬季大会の活性化

これからの国体は、大会の「目的・性格」や「大会の位置付け」の意義に鑑み、遍（あまね）くスポーツ文化を豊かに享受できる環境を整備する必要がある。

したがって、冬季大会については、「冬季大会あり方提言」において示されている方向性を基本としつつ、次のとおり開催する。

なお、今後も、冬季大会の活性化に向けた方策について関係機関・団体等と協議するとともに、開催地の決定が近年難航している状況を改善するため、開催地のローテーション化の確立を含め、安定的な開催に向けた各種の取組みを継続する。

▶ 冬季大会の継続開催

都道府県対抗による総合スポーツ大会という大会の位置付けはもとより、多様なスポーツに親しむことができる環境の整備や自然環境との共生など、我が国における冬季スポーツの振興、とりわけ競技力向上に果たす役割の重要性に鑑み、今後も冬季大会を継続して開催する。

▶ 総合成績（天皇杯、皇后杯）における冬季大会の取扱い

冬季大会の開催の趣旨と本大会と一体となった大会とする国体全体の統合性、さらにスポーツ界全体の均等な発展に鑑み、総合成績（天皇杯、皇后杯）における冬季大会の取扱いは、当面、現行どおりとする。

2. 引き続き検討が必要な事項

「21 世紀の国体像」の実現に向け、「1. 具体的な取組みの内容」において掲げた取組みに加え、以下について、取組みの具体的な内容を継続して検討し、平成 28(2016)年度を目途に検討結果をまとめる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 表彰制度(2) 大会名称(3) 大会開催経費の負担軽減等(4) その他 |
|--|

(1) 表彰制度

「国体活性化プロジェクト・中間報告」において提案された「表彰制度の見直し」については、加盟団体等へ意見聴取を実施した上で、「国体活性化プロジェクト」において再度検討・協議が重ねられた。しかし、各方面からの意見等を踏まえた具体的な見直し案が提案されるまでには至らなかったことから、当面、現行の「競技得点」方式による表彰制度を継続する。

なお、表彰制度については、今後、現行の「競技得点」方式における課題を整理し、改めて見直しを検討する。

(2) 大会名称

「国体活性化プロジェクト・中間報告」において検討事項として提案された「大会名称の検討」については、名称の変更について賛否が拮抗していること、「日本体育協会」の名称変更と連動して検討することが求められることなどから、結論を得るまでには至らなかった。引き続き、社会情勢及びスポーツ界の動向を踏まえながら、都道府県体協や中央競技団体、開催県などの関係機関・団体等と十分協議し、名称変更の必要性を含め検討する。

(3) 大会開催経費の負担軽減等

今後も国体の開催を継続するためには、ブロック大会を含む大会開催の経費負担や大会参加に伴う経費負担について、国（文部科学省）、日体協、開催県をはじめ、都道府県体協、中央競技団体などを含む全ての関係機関・団体等において、そのあり方や負担軽減策について、検討する必要がある。

その具体的な検討事項として、大会開催に伴う開催県の経費負担を軽減するための方策（参加負担金の増額やゼッケンスポンサーの導入等）や、大会参加に伴う大会参加者の経費負担を軽減するための方策（競技別ユニフォームの広告制度の導入等）等を検討する。

(4) その他

「スポーツ推進 2013」において示された諸課題への対応に加え、新たに取り組むべき内容が生じた際は、随時対応を検討する。

3. 取組みの方法等

「1. 具体的な取組みの内容」に掲げた事項については、今後、適宜ワーキンググループを設けるなどして、より詳細な内容やとり進め方法を検討する。

また、各事項の取組みについては、第 74 回大会 [平成 31 (2019) 年] ～第 77 回大会 [平成 34 (2022) 年] の実施競技選定がすでに行われていることから、その後の第 78 回大会【平成 35 (2023) 年】を達成目標とするが、関係機関・団体等と調整した上で、実現可能な内容については可能な限り早期に達成する。

「新しい国民体育大会を求めて～国体改革2003～」対応状況

〔 I 大会の充実・活性化 〕

平成25年3月13日現在

項目・内容(一部省略)	対応状況等
1. 参加資格の見直し	
(1) 参加制限等の撤廃 トップアスリートの参加を促進するために、競技団体において定めている参加制限等の撤廃について、競技団体の理解と協力を得て、平成17年第60回大会までに進める。	参加制限等を設けている競技について、当該中央競技団体等と協議し、第59回大会以降、随時、制限等を廃止した。今後も、制限等を設けている競技については、廃止に向けた協議を継続することとする。
(2) 所属都道府県の統一 成年種別において、社会人と大学生の参加資格条件が異なっていたが、平成17年第60回大会から、いずれも「居住地を示す現住所、勤務地、ふるさと」に統一する。	第60回冬季大会から適用した。
(3) 国内移動選手の制限 国内移動選手については、特別な場合(卒業、結婚・離婚)を除き、これまで、1大会の間を飛ばし異なる都道府県からの参加が認められていたが、今後は、2大会の間をおこななければならないこととし、平成15年第58回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用することとした。	第58回冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会から適用した。
(4) 外国籍競技者の参加	
外国籍競技者の参加については、国際化の一層の進展とこれまでの検討経緯を踏まえ、参加範囲を拡大し、平成18年第61回大会を目途に、「永住者」が学校教育法第1条の学校在籍の有無に拘わらず参加できるように調整を行うこととする。	第61回冬季大会から日本国籍を有する者と同様の参加資格での参加を可能とした。
また、少年種別における外国籍競技者のうち「就学生」は、わが国の文化・生活習慣等への適応を考慮して、平成17年第60回大会から、就学後1年間は参加できないものとする。	第60回冬季大会から適用した。
なお、「永住者」、「就学生」以外の外国籍競技者の参加に関する取扱いについては、平成15年度中に関係機関・団体等と調整を図り、検討していく。	「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格の区分の内容や外国籍競技者の国体への参加状況等を踏まえ、適宜、対応することとする。
2. ふるさと選手制度(仮称)の導入 成年種別において、郷土の競技者やチームへの関心を高めるとともに、都道府県の競技力向上の推進と競技力の均衡化を図るため、平成17年第60回大会から「ふるさと選手」制度を導入する。「ふるさと選手」制度は、概ね次の通りとするが、詳細な規定は別に定める。 (1)「ふるさと」とは、中学校又は高等学校卒業時まで在住した都道府県とする。 (2)「ふるさと選手」として出場する場合は、予め「ふるさと」登録を行うものとする。 ただし、「ふるさと選手」として出場する場合は「国内移動選手」規定外とする。	第60回冬季大会から適用した。
3. 予選免除の拡大 トップアスリートの参加を促進するために、従来、オリンピック大会、アジア大会の代表選手については、ブロック予選を経ないストレート種別・種目の都道府県予選を免除していたが、これに加えて競技団体が指定する世界選手権大会等の代表選手についても都道府県予選を免除することとし、平成15年第58回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用することとした。	第58回冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会から適用した。 第62回本大会から、ブロック予選を実施する競技・種別・種目を免除の対象として追加するとともに、ユニバーシアード競技大会を免除の対象として追加した。
4. 参加選手の範囲 これまで参加選手の範囲は、概ねアマチュア競技者が中心となっていたが、近年、競技団体において、トップアスリートの位置づけが多様化している現状を踏まえ、競技団体がいわゆる「プロフェッショナル競技者」として認定していない者の参加が可能であることについて、平成17年度までに開催基準要項へ明示することとする。 なお、将来的には、プロフェッショナル競技者の参加も視野に入れて検討していく。	平成17(2005)年度に国体開催基準要項を改訂した。 競技団体が規定する「プロフェッショナル競技者」については、テニス競技において第66回大会から参加可能となった。 今後も、各競技団体の意向や都道府県の意見等を踏まえて、調整を行うこととする。
5. 女子種別の拡充 近年におけるスポーツ界の世界的動向とわが国競技力向上の観点から、各競技における女子種別の拡充を図るため、平成17年度を目途に、採用実施に向けた基本方針を検討する。	女子種別の拡充を希望する競技団体と継続的に協議を実施したが、各都道府県における当該競技の普及状況(女性アスリートの競技者数等)などから採用には至らなかった。 今後も、拡充を希望する競技団体と継続的に協議を行うこととする。
6. 中学3年生の参加競技の拡充 ジュニア競技者の競技レベルは、近年、格段に向上しており、国際大会での日本選手の活躍はめざましいものがある。このような状況を踏まえ、今後、関係競技団体と調整を図り、平成18年度を目途に中学3年生の参加競技の拡充を実施する。	文部科学省、中央競技団体及び日本中学校体育連盟等と連携し、第61回大会以降第68回大会までに新たに15競技・4種目を加え、19競技・23種目に拡充した。 今後も、拡充を希望する競技団体と継続的に協議を行うこととする。
7. 種別の年齢区分の見直し 少年種別の参加年齢については、現在、学校教育制度を基本にした年齢基準により定めているが、競技者育成・発掘の観点から、今後、「少年」の名称の変更を含め、当該競技におけるジュニア競技者の育成に対応した年齢基準の導入も視野に入れ、「少年」・「成年」種別の年齢区分の見直しについて検討していく。	サッカー競技において第61回大会から少年種別の対象年齢を国際連盟(IF)の基準にあわせて16歳以下とする年齢区分の見直しを実施した。 今後も、少年種別(ジュニア世代)の充実(発掘・育成・強化)を図るための取組みの一環として、当該中央競技団体等の意向を踏まえた上で、競技特性や各競技の競技者育成プログラム等を勘案し、少年種別の年齢区分等の見直しを行うこととする。
8. 国体独自の競技方法の見直し 一部の競技において採用されている国体独自の競技方法については、今後、トップアスリートの参加を促進するために競技団体との調整を図り、見直しについて検討していく。	今後も、「各競技会の実施規模等の見直し」の取組みと併せて、国体独自の競技方法を見直すよう、適宜、当該中央競技団体等と協議を行うこととする。
9. ドーピングコントロール検査の導入 競技者の健康管理と国内最高の総合スポーツ大会としての国体の意義と価値を保つため、本会(日体協)が中心となり、平成15年第58回夏季大会からドーピングコントロール検査を実施する。併せて、都道府県体育協会や競技団体と連携して、平成14年度から実施している国体選手を中心としたアンチ・ドーピング普及・啓発活動について、今後とも積極的に継続実施していく。	第58回夏季大会からドーピング検査を導入するとともに、国体選手を中心としたドーピング防止教育啓発活動を積極的に展開した。 今後も、日本アンチ・ドーピング機構をはじめ、開催県や都道府県体協、競技団体と連携し、ドーピング防止活動(ドーピング検査及びドーピング防止教育啓発活動)に積極的に取り組むこととする。
10. 組合せ抽選会の公開 組合せ抽選会については、これまで国体委員立会いのもとで実施してきたが、今後は、国体のPR、組合せ抽選の透明性をより一層図るために、メディア、チーム関係者、開催地関係者などに公開し、平成17年第60回大会を目途に、特定会場での「合同公開抽選会」を実施できるよう検討していく。	メディア、チーム関係者、開催地関係者を含め、原則、公開により実施している。 特定会場での「合同公開抽選会」の実施については、各競技における抽選会が適正に行われていることから、当面、実施しないこととする。
11. 公正な判定の徹底 競技において、不正な判定行為などが明らかになった場合は、実施競技(種目)から除外することも検討する。なお、このような事態が生じないよう、競技団体に対し、特に審判等に対してルールの遵守とフェアプレイの精神の重大さについて、常に自覚する指導体制を整えていくよう要請する。	平成15(2003)年度に国体競技運営部会等の機会を通じて、競技団体関係者に周知した。 今後も、周知徹底を継続することとする。
12. ボールゲームの組合せの改善 ボールゲームでは、原則として、1試合も行わずに「総合得点圏内(8位以内)」に進出する試合形式は行わない。ただし、参加数が15県以下となる場合は、別に定める組合せガイドラインによるものとし、平成15年度中に作成する。	より公平正大な抽選が行われるように、一定の基準となる「国民体育大会組合せ抽選会実施に係る考え方」を策定した。 総合成績との関連からの適正なチーム数への見直しについては、今後「各競技会の実施規模等の見直し」の取組みと併せて、適宜、当該中央競技団体等と協議を行うこととする。
13. ボランティアの育成 国体におけるボランティア活動を、国体時の一過性のものとして終わらせることなく、都道府県の各機関・組織と連携して、その組織化を図るとともに、今後の活動を促進させるための基盤を整備する。	開催県において、国体の開催を契機としたスポーツボランティアの募集と活用等の取組みが行われた。しかし、スポーツボランティアの組織化については、十分な成果を上げることができず、全国的な登録制度の確立までには至らなかった。

〔Ⅱ 大会運営の簡素・効率化〕

平成25年3月13日現在

項目・内容(一部省略)	対応状況等
1. 各季別大会の見直し	
(1) 夏季・秋季大会開催の一本化 夏季大会及び秋季大会については、競技施設の有効活用、トップアスリートの参加促進、参加者の宿泊等の確保、交通・輸送体制の緩和及び実施競技の好適時期への配慮など、諸事項を考慮して季別の枠組みを一本化することとし、平成20年第63回大会までに実施する。	第61回大会から一本化し実施した。 このことにより、次のような点において開催県の経費等の負担軽減につながった。 ・夏季大会及び秋季大会において、それぞれ実施していた開・閉会式が各1回となった。 ・会期を11日間としたことにより、施設の有効活用(例:前半テニス、後半ソフトテニス)が可能となった。
(2) 冬季大会開催のあり方 冬季大会については、冬季スポーツ特有の日程・会場(施設)など、開催地選定の条件が整う適地が限定される現状を考慮し、一定の期間を「冬季大会シーズン」として定め、次の事項について、平成16年度を目途に基本方針を策定する。 1) 競技別、種目別の分散開催 2) 開催地拠点地域での持ち回り開催	冬季関係競技団体(スキー、スケート、アイスホッケー)と協議し、開催地選定の基本的な考え方を策定するとともに、冬季大会の開催をめぐる諸課題に対応した一連のあり方や方向性を明示するため、平成17(2005)年に「冬季大会対応プロジェクト」を立ち上げて検討を重ね、平成19(2007)年には、冬季大会の開催地選定に関する方向性と「国体改革2003」への対応を中心に、今後の冬季大会のあり方について「国民体育大会冬季大会のあり方に関する提言」をまとめた。 さらに、この提言を受けて設置された「冬季大会をめぐる諸課題への対応策検討プロジェクト」において検討を重ね、平成21(2009)年に「国民体育大会冬季大会開催地の円滑な選定に向けた取り組み状況について」をとりまとめた(詳細「別紙3」参照)。
2. 大会規模の適正化 昨今の厳しい社会・経済状況下で、地方財政は緊縮化が進んでいる。時代に適応して継続発展させていくためには、大会規模の適正化、すなわち参加総数の削減は不可欠な課題となる。国体委員会では、大会規模の適正化を図るため、現行の参加総数を15%(4500人)程度削減することとし、「国民体育大会の大会規模削減に関する基本的な考え方」を取りまとめた。 この大会規模削減に関する基本的な考え方に基づき、競技種別・種目の廃止及び統廃合並びに各競技の参加者数の削減などを具体的に明示し、競技団体との調整を精力的に実施した。 なお、削減後の参加人員による各競技の実施時期については、平成20年第63回大会から適用する。	競技団体との調整の結果、全40団体と合意し、第61回大会から第63回大会までに参加総数を4,625名(平均約15%)削減した。
3. 競技会開始式の廃止 各競技会開始式については、開催地の財政負担等に鑑み、平成16年第59回大会から、原則として行わないこととする。ただし、会場地等の判断により実施する場合は、簡素化を旨とし、選手のコンディションに配慮した内容とする。	第59回冬季大会以降の開催都道府県に対し周知徹底するとともに、平成17年度第1回国体委員会において国体開催基準要項を改訂し、「開始式」の項目を削除した。
4. 公開競技の見直し	
(1) 「スポーツ芸術」の位置づけ 「スポーツ芸術」については、平成20年第63回大会から、公開競技としての位置づけから、開催都道府県が主体的に企画、実施する文化行事に変更する。	平成17(2005)年度に国体開催基準要項を改訂するとともに、「文化プログラム実施基準」を策定し、第63回大会から「文化プログラム」として実施した。
(2) 「高校野球」の取扱い 「高校野球」については、当面、公開競技として実施する。	第69回大会までは「公開競技」として実施する。 なお、平成20(2008)年に行った実施競技の見直し(第1期実施競技選定)に伴い、第70回大会以降は「特別競技」として実施する。
(3) 「開催県が希望する公開競技」の取扱い 現行の開催基準要項に規定している「開催県が希望する公開競技」については、平成20年第63回大会から削除することとする。	当該規定について、第63回大会から削除した。
(4) 公開競技採用基準の策定 国体の活性化と競技者育成・強化の観点から、公開競技の位置づけを明らかにするため、新たに公開競技採用基準を平成16年度までに策定する。	平成17(2005)年度に国体開催基準要項を改訂するとともに、「公開競技・種目採用基準」を策定し、第63回大会から適用した。 また、平成20(2008)年に行った実施競技の見直し(第1期実施競技選定)において、日体協加盟団体に対し国体への門戸を開く観点から、公開競技の位置付け・性格を変更し、第70回大会から新たな枠組みを導入する。
5. 記録・情報システムの開発 現在、開催都道府県が取り進めている記録・情報システムの効率化と開発について検討する。	記録成績等の情報処理を適切に行うとともに、開催県が使用する記録・情報システムの効率化を支援するため、平成19(2007)年に「国民体育大会記録情報処理要項」を策定し、第62回本大会から適用した。 また、参加申込受付業務については、平成18(2006)年から専用回線を用いたシステムを稼働して電子化を図るとともに、平成22(2010)年にインターネット回線を用いたシステムに更新するなど、その充実に努めている。
6. 施設の弾力的運用 各競技施設については、既存施設の活用に努め、施設の新設等は大会開催後の有効活用を考慮し、必要最小限にとどめるものと定めている。 今後、開催内定前に競技施設の選定において調整する必要が生じた場合、本会(日体協)が開催都道府県及び当該競技団体と協議し、弾力的な運用を行うこととする。 なお、内定又は決定後における競技団体等からの競技施設の変更要望については、所定の手続きに基づいて、主催者間で情報の共有を図ることとする。	平成12年(2000)度に国体開催基準要項及び細則に、施設の弾力的運用・近接県の競技施設の活用に関する内容を明記するとともに、開催県の意向を踏まえ、適宜、競技団体等と既存施設の活用を第一義とした協議を行い、施設の弾力的運用と近接県の競技施設の活用に努めている。
7. 近接県の競技施設の活用 開催都道府県内での実施が困難な競技があった場合は、近県又はブロック内の既存施設の活用を第一義とすることを開催基準要項で示されているが、その場合の競技運営等については、開催都道府県の責任のもとで調整を行うこととする。	
8. 企業協賛制度の導入 国体の企業協賛制度の導入については、本会(日体協)全体の企業協賛への取組みの中で、開催都道府県の財政負担の軽減と国体の活性化を視野に入れて積極的な展開を図っていくこととする。併せて、開催都道府県及び都道府県体育協会においても独自の協賛事業を拡充していくことが予想されることから、本会(日体協)と開催都道府県等の調整を含め対応を行うこととする。	冬季大会では第63回大会から、日体協と開催県が連携・協力のもと、競技会ごとに実施する協賛制度を導入・実施した。 本大会では平成22(2010)年に制定した「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」に基づき、第69回大会から、日体協と開催県が共同で協賛活動を実施することとしている。
9. 開催地選定のあり方 開催地については、同一都道府県内での全競技開催の原則にこだわらずに、将来的には「広域開催」(中心的な開催地とそれを支える都道府県)を視野に入れた検討を行うこととする。ただし、その場合は、中心的な開催地とそれを支えるその他の開催都道府県との役割分担等について、プレゼンテーションを行うとともに、開催地と本会(日体協)が調印を行うこととする。	「広域開催」については、「国体の今後のあり方プロジェクト」において検討した(詳細「別紙2」参照)。
10. 国体ブロック枠の見直し 国体ブロック枠については、平成16年度を目途に、ブロック枠の見直しを検討する。	現在までに断続的に検討してきたものの、ブロック枠の見直しの具体的な内容を導き出すまでには至っていない。今後、道州制の導入に向けた動向を注視し、必要に応じて検討することとする。

「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」対応状況

平成25年3月13日現在

項目・内容(一部省略)	対応状況等
I 大会規模	
<p>(1)大会規模の見直し 国体改革2003で示されている「大会規模の適正化」を考慮しつつ、各競技の特性を踏まえるとともに、競技会の充実・活性化の観点から、各競技会の規模について改めて見直しを行う。</p>	<p>国体検討小委員会等において、見直しの基本的な考え方等について検討を行ったが、具体的な取り組みを行うまでには至らなかった。 今後も検討を継続するとともに、当該中央競技団体等の意向を踏まえた上で、会期及び競技施設の確保等の大会運営への影響や競技特性、各競技の競技者育成プログラム等を勘案し、各競技会の参加人数及び県数等の見直しを行うこととする。</p>
<p>(2)チーム競技及び団体競技の出場数 チーム競技及び団体競技の各種別出場数については、会期と種目特性を考慮し、適正な出場数とするよう調整する。</p>	<p>各競技における参加人員内訳の変更等に伴い、「国体改革2003」で定めた各競技の参加総数の範囲内で、当該中央競技団体の意向や都道府県の意見等を踏まえた調整を行った。 今後も、各競技会の実施規模等の見直しの取組みの一環として、当該中央競技団体等の意向を踏まえた上で、会期及び競技施設の確保といった大会運営への影響、さらには競技特性や各競技の競技者育成プログラム等を勘案し、各種別出場数等の見直しを行うこととする。</p>
<p>(3)少年種別の充実 国際的に通用する競技力向上の一翼を担うためジュニア層の強化を図る。</p>	<p>各競技における参加人員内訳の変更等に伴い、「国体改革2003」で定めた各競技の参加総数の範囲内で、当該中央競技団体の意向や都道府県の意見等を踏まえた調整を行った。 今後も、少年種別(ジュニア世代)の充実(発掘・育成・強化)を図るための取組みの一環として、当該中央競技団体等の意向を踏まえた上で、会期及び競技施設の確保といった大会運営への影響、さらには競技特性や各競技の競技者育成プログラム等を勘案し、少年種別の参加人数及び県数の増や年齢区分等の見直しを行うこととする。</p>
<p>(4)女子種別等の新採用 国際的な動向及び国内での普及状況などを踏まえて採用を推進する。</p>	<p>新たに女子種別を採用する競技・種目については、各都道府県における普及状況などから採用には至らなかった。 今後も、当該中央競技団体の意向や都道府県の意見等を踏まえた調整を行うこととする。</p>
<p>(5)実施競技</p> <ul style="list-style-type: none"> 国体実施競技は、「正式競技」、「公開競技」、「デモンストレーションとしてのスポーツ行事[A]」、「デモンストレーションとしてのスポーツ行事[B]」に分類する。 「正式競技」、「公開競技」、「デモンストレーションとしてのスポーツ行事[A]」は日体協加盟競技団体を対象とする。 「男女総合成績(天皇杯)」及び「女子総合成績(皇后杯)」は、「正式競技」を対象とする。 実施時期について、「正式競技」及び「公開競技」は原則として大会会期内に実施することとし、「デモンストレーションとしてのスポーツ行事[A]」及び「デモンストレーションとしてのスポーツ行事[B]」を実施する場合は、会期前あるいは会期内に実施することとする。 「正式競技」、「公開競技」については、都道府県対抗とする。 	<p>平成20(2008)年3月に、競技の実施形態並びに実施競技選定に係る考え方をとりまとめ、平成20(2008)年8月には、新たな実施競技の分類(正式競技、公開競技、特別競技、デモンストレーションスポーツ)と正式競技の実施形態及び実施競技の採用に関する基準を定め、4大会ごとに実施競技を見直すこととした。 この基準に基づき、第1期の実施競技選定として、日体協加盟・準加盟競技団体の競技を対象に選定作業を行い、平成20(2008)年11月に選定結果を公表した。この選定において、トリアスロン競技が正式競技としての基準を満たすものと評価されたことから、第1期実施競技選定の導入時期にあわせて、新たに正式競技として採用することとした。その後、国体開催予定県等と調整した結果、第70回大会[平成27(2015)年]～第73回大会[平成30(2018)年]を第1期実施競技選定の導入時期として決定した。 第2期【第74回大会[平成31(2019)年]～第77回大会[平成34(2022)年]】の実施競技選定については、平成23(2011)年6月にワーキンググループを設置し、第1期と同様に選定作業を行い、平成24(2012)年に選定結果を公表した。この選定では、正式競技としての基準を新たに満たすものと評価された競技はなかった。</p>
<p>(6)正式競技の実施形態</p> <ul style="list-style-type: none"> 「正式競技」は別に定める「正式競技実施基準(仮称)」に基づき「毎年実施競技(仮称)」及び「隔年実施競技(仮称)」とする。 * 「毎年実施競技(仮称)」は、「正式競技実施基準(仮称)」に基づき、日体協が選定する。(5年毎に見直す) * 「隔年実施競技(仮称)」は、「毎年実施競技(仮称)」を除いた競技の中から、日体協と開催都道府県が協議の上、選定する。 	<p>第1期(第70～73回大会)の実施競技選定の結果、第70回大会からトリアスロン競技を正式競技として新たに採用することとなった。 トリアスロン競技については、第2期(第74～77回大会)の実施競技選定においても正式競技として実施することを決定している。</p>
<p>(7)新規競技の採用 今後、正式競技への新規採用については、「公開競技」として一定期間(回数)試行した後、当該競技の実施状況などを精査した上で日体協において協議する。</p>	<p>第1期(第70～73回大会)の実施競技選定の結果、第70回大会からトリアスロン競技を正式競技として新たに採用することとなった。 トリアスロン競技については、第2期(第74～77回大会)の実施競技選定においても正式競技として実施することを決定している。</p>
II 大会の開催時期	
<p>(1)大会の会期 9日間とし、開会式を土曜日、閉会式を日曜日に実施することについて検討する。</p>	<p>開催県における競技施設及び宿泊施設の状況等を踏まえ、当面の間、現行の11日間で開催することとする。</p>
<p>(2)各競技会の開催時期 施設の状況等によっては、開催都道府県と当該競技団体の協議により、会期前開催などの柔軟な対応で実施する。ただし、大会会期以外での実施競技数は概ね3競技程度とし、開会式前1か月以内に行うこととする。</p>	<p>一部競技を会期前に実施することについては、「大会の充実・活性化」の観点から、水泳競技について、日本水泳連盟の競技者育成スケジュール等を考慮し、平成21(2009)年の第64回大会(新潟県)以降、9月中旬までに実施することとした。また、水泳競技以外の一部競技についても、「大会運営の簡素・効率化」あるいは「大会の充実・活性化」の観点から、各開催県の施設整備状況や各競技における国内外の競技会の開催日程等を考慮しつつ、開催県や中央競技団体等の意向を踏まえた上で、会期前の実施とすることで柔軟に対応した。</p>
III 各競技の施設等	
<p>(1)国体開催後の利用も視野に入れた競技施設基準の策定 地域住民のイベント観戦や日常的なスポーツ活動(スポーツクラブ等)を念頭に置き、「使いやすく、見やすい」施設のガイドライン等の策定を検討する。 特殊な用具や場所などを必要とする競技については、全国を視野に置きつつ1ブロック1施設を目指す。</p>	<p>国体開催後の利用も視野に入れた競技施設のガイドライン等の策定や、特殊な用具や場所などを必要とする競技の1ブロック1施設の設置については、具体的な検討を行うまでには至らなかった。</p>
<p>(2)開催地における実施競技に関する普及・啓発事業の展開 大会開催期間中に、開催地住民や観客を対象とした普及・啓発事業を実施する。</p>	<p>第61回大会から中央競技団体が主体となり、各競技会場におけるイベント事業を実施している。</p>
IV 開催地の選定	
<p>(1)立候補制の展開 東、中、西の3地区の輪番制を原則とするが、開催を希望する都道府県による「立候補制」への展開も検討する。</p>	<p>「立候補制」への展開について、具体的な検討を行うまでには至らなかった。 今後、必要に応じて検討することとする。</p>
<p>(2)広域開催 大会は、同一都道府県内の施設で開催することを原則とするが、開催都道府県において当該競技会を行うための十分な施設・設備等の確保が困難な場合は、隣接する都道府県又は日体協が定めるブロック(地域区分)の範囲内において、複数の都道府県での施設を使用して開催することとする。 上記の隣接する都道府県又は日体協が定めるブロックの範囲外において、開催都道府県が施設使用を求める場合は、改めて日体協と協議することとする。</p>	<p>開催県において競技会を行うための十分な施設・設備等の確保が困難な場合、開催県等の意向を踏まえ、隣接する都道府県又は日体協が定めるブロック(地域区分)内の施設の使用について、実施競技団体等の協力を得て柔軟に対応している。</p>
V 大会名	
<p>大会の充実・活性化を図り、国民の注目・関心を一層高めるため、関係機関・団体等と十分協議を重ね、時代にふさわしい名称について検討していくこととする。</p>	<p>具体的な検討を行うまでには至らなかった。 「日本体育協会」の名称変更と連動して検討することが求められることから、引き続き、社会情勢及びスポーツ界の動向を踏まえながら、各加盟団体をはじめとする関係機関・団体等と十分協議し、変更の必要性を含めて検討することとする。</p>

平成25年3月13日現在

項目・内容(一部省略)	対応状況等
VI 参加資格	
(1)大会参加の年齢 参加当該年4月1日現在14歳以上とすることについては、当該競技団体が日体協と調整の上、決定する。	中学3年生の参加競技の拡充については、文部科学省、中央競技団体及び日本中学校体育連盟等と連携し、第61回大会以降第68回大会までに新たに15競技・4種目を加え、19競技・23種目に拡充した。 今後も、拡充を希望する競技団体と継続的に協議を行うこととする。
(2)種別の構成 現行の4種別以内の範囲で競技団体独自の設定も可能とする。	サッカー競技において第61回大会から少年種別の対象年齢を国際連盟(IF)の基準にあわせて16歳以下とする年齢区分の見直しを実施した。 今後も、少年種別(ジュニア世代)の充実(発掘・育成・強化)を図るための取組みの一環として、当該中央競技団体等の意向を踏まえた上で、競技特性や各競技の競技者育成プログラム等を勘案し、少年種別の年齢区分等の見直しを行うこととする。
(3)プロフェッショナル競技者の参加 日体協が各競技団体の動向や都道府県の希望等を踏まえて、調整を行う。	平成17(2005)年度に国体開催基準要項を改訂した。 競技団体が規定する「プロフェッショナル競技者」については、テニス競技において第66回大会から参加可能となった。 今後も、各競技団体の意向や都道府県の意見等を踏まえて、調整を行うこととする。
VII 広報・マーケティング活動の展開	
トップアスリートの参加、都道府県対抗という郷土性など「みるスポーツ」の対象として、国体のブランド的な価値を高揚する。	
(1)国体の広報 国体の認知度高揚など広報活動をより積極化する。 大会会長トロフィー獲得数の発表を行う。	各大会のマスコットキャラクター等を活用した広報活動を積極的に展開している。 大会会長トロフィー獲得数については、国体委員会において当該大会の終了報告として、総合成績とあわせて報告している。
(2)競技日程の編成 入場料徴収を念頭において、観戦好適時間を設定するなど競技日程の編成や運営について検討する。	具体的な検討を行うまでには至らなかった。 今後、必要に応じて検討することとする。
(3)競技観戦ツアーなどの企画 競技観戦ツアーなどの企画、実施について検討する。	具体的な検討を行うまでには至らなかった。 今後、必要に応じて検討することとする。
(4)新しいメディアへの展開 インターネット等の新たなメディアの活用を図る。	競技の様態をインターネットを用いて動画配信するなど、新たなメディアの活用にも努めている。
(5)PR活動の実施 定例記者会見、チーム・選手の競技成績など国体に関するPR活動の実施を検討する。 前年開催都道府県より当該年開催都道府県への「炬火リレー」の実施を検討する。	大会前に日体協及び開催県において実施する記者発表では、大会の概要とともに注目選手やチームを紹介するほか、ホームページに選手団からのコメントを掲載するなどの取組みを行っている。 前年開催県から当該年開催県への「炬火リレー」については、開催県の意向や実施に伴う人的・経費的な負担を考慮し、具体的な検討を行うまでには至らなかったものの、第67回大会(岐阜県)では開催県の企画による開催県内の「炬火リレー」が実施された。
VIII その他	
(1)監督に対する日体協公認スポーツ指導者の義務づけをする。	第68回冬季大会から指導者資格の保有を義務付けた。
(2)競技者育成に係るJOCとの連携を図る。	JOCエリートアカデミーに係る選手は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地を所属都道府県として参加することができる等の特例を定め、平成22(2010)年の65回冬季大会(北海道)から実施するなどの連携を図っている。
(3)審判員を中心とした競技役員の確保を図る。	開催県において競技役員の育成事業が計画的に実施されるなど、確保が図られている。
(4)開催地内における交通機関の参加者負担などの大会運営に係る開催県の経費負担軽減を検討する。	開催県の経費負担を軽減するため、冬季大会では第63回大会から、日体協と開催県が連携・協力のもと、競技会ごとに実施する企業協賛制度を導入・実施している。本大会では平成22(2010)年に制定した「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」に基づき、第69回大会(長崎県)から、日体協と開催県が共同で協賛事業を実施することとしている。
IX 冬季大会	
冬季大会の今後のありかたについては、冬季大会対応プロジェクトの提言を受けて別途検討を進める。	提言を受けて設置された「冬季大会をめぐる諸課題への対応策検討プロジェクト」において検討を重ね、平成21(2009)年に「国民体育大会冬季大会開催地の円滑な選定に向けた取り組み状況について」をとりまとめた(詳細「別紙3」参照)。

「国民体育大会冬季大会のあり方に関する提言」対応状況
(国民体育大会冬季大会開催地の円滑な選定に向けた取り組み状況について)

〔 I 開催地の経費負担軽減への対応策 〕

平成25年3月13日現在

項目・内容(一部省略)	対応状況等
(1)各種交付金・助成金の増額並びに拡充	
(a)本会交付金の増額 従来、原則としてスキー競技会並びにスケート・アイスホッケー競技会において、それぞれ約100万円としていた本会交付金について大幅な増額を行い、1競技会あたり1,000万円、計3,000万円を開催地に対し交付する。	第64回大会から1競技会あたり1,000万円、計3,000万円を開催地に対し交付している。
(b)スポーツ振興くじ(toto)による助成 第64回大会(平成21年)から独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営するスポーツ振興くじ(toto)による助成が開始。(第64回大会実績:3競技会総額3,000万円) 冬季大会の継続・発展と冬季スポーツ振興の観点から、今後とも大会運営に必要な助成が得られるよう、関係諸機関に対し本会として引き続き働きかけを行う。	平成20(2008)年度からの開催支援事業に加え、平成23(2011)年度から競技会場整備事業が新たにスポーツ振興くじ(toto)助成対象事業として認められた。 開催支援事業(競技会運営費)については、平成23(2011)年度から助成率が2/3から3/4へ引き上げられるとともに、助成金額の上限についても、スキー・スケート・アイスホッケーの3競技で、1億1,250万円に引き上げられた。
(c)中央競技団体交付金の導入 スキー、スケート、アイスホッケーの各中央競技団体より、1団体あたり300万円を開催地に対し交付する。	第64回大会から開催経費として、1団体あたり300万円を開催地に対し交付している。
(2)企業協賛制度の推進 本会と開催地が一体となって企業協賛制度を構築するとともに積極的に推進し、1大会(3競技会)あたり概ね1,000万円を目途として財源確保に取り組むこととする。 (第63回大会実績:約3,300万円、第64回大会実績:約380万円)	第63回大会から、日体協と開催県が連携・協力のもと、競技会ごとに実施する企業協賛制度を導入・実施し、財源確保に努めている。
(3)大会運営の簡素・効率化	
(a)開・閉会式の簡素・効率化 本大会を含めた国体全体の大会運営の簡素・効率化を図る観点から、「開・閉会式の本大会への一本化」について検討を行っており、今後とも引き続き文部科学省等関係諸機関との間で協議・調整を進める。	第65回大会から冬季大会の開閉会式を本大会と一本化し、各競技会の開始式及び表彰式と位置付けることとした。
(b)競技会運営の簡素・効率化 各中央競技団体と連携し、引き続き簡素で効率的な競技会運営に努める。	各中央競技団体に加え開催県とも連携しつつ、効率的な競技会運営に努めている。
◆参加都道府県分担金 冬季大会を開催可能な都道府県より導入を求める意見が多く出されていた参加都道府県分担金については、今後の開催地における経費負担の状況を注視しながら、当面は各種助成金等の増額及び企業協賛制度の推進等による新たな財源確保を優先し、必要に応じて検討を行うこととする。	具体的な検討を行うまでに至らなかった。 今後、必要に応じて検討することとする。
◆参加負担金(参加料)について 参加負担金の改訂については、本大会も含め特に参加都道府県側に大きな影響を及ぼす事項であることから、国体委員会において引き続き慎重に検討する。	具体的な検討を行うまでに至らなかった。 今後、必要に応じて検討することとする。

〔 II 開催地のローテーション化 〕

項目・内容(一部省略)	対応状況等
<p>冬季大会については、実施競技の特性上、開催可能な都道府県に限られることから、開催地の負担感が増大している現状にある。とりわけこの数年は、開催地選定が極めて難航する状況が続く中で、開催可能な都道府県のうち特定の都道府県に開催が集中する状況も生じている。</p> <p>国体委員会では、開催地の経費負担を軽減するための方策と併せ、開催地選定の円滑化を図るため、特定の都道府県に開催が集中することを避け、各都道府県が計画的に開催準備を進められるよう開催地のローテーション化について検討を進めてきた。</p> <p>そして、平成20年12月には、下記の基本的な考え方及びグループ編成案等に基づき、当該中央競技団体・文部科学省等関係機関と連携を図りながら、各都道府県と具体的な開催順序について調整を進めることとし、平成20年度末を目途として、少なくとも今後5年間程度の具体的な開催順序を決定すべく各都道府県をはじめとする関係機関・団体との調整を行っているが、現段階では、具体的な開催順序の報告ができるまでには至っていない。</p> <p>したがって、今後とも関係各県との協議を積極的に推進しながら、開催順序についての了解が早期に得られるよう鋭意調整を取り進め、ローテーション化の確立に繋げたい。</p> <p>【基本的な考え方】</p> <p>1) 競技ごとにそれぞれ開催可能な都道府県を「A」～「E」の5グループに分け、グループによるローテーションを行う。原則として回数を同じくする大会(各競技会)は、3競技会全てを同一グループ内の都道府県において開催する。</p> <p>2) 各グループは、原則として近接する県を組み合わせることとする。ただし、各県の開催頻度を可能な限り平準化するため、近接しない県を組み合わせる場合もある。</p> <p>3) 各県の開催頻度が概ね10年に1度となることを基本とする。1県で構成されるグループについては、開催頻度の平準化のため、2巡に1度のローテーションとする。</p>	<p>第65回大会をスタートとする冬季大会開催地のローテーション化の確立に向けてた取り組みを行っている。</p> <p>なお、これまでの取り組み結果を踏まえ、現在のローテーションの基本的な考え方については、順次、開催地の決定を行いつつ、冬季競技開催可能施設を有する都道府県との調整を継続して行っていくながら、その確立に向けた取り組みを行うこととしている。</p>

〔 III 全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会との連携 〕

項目・内容(一部省略)	対応状況等
<p>国体冬季大会を開催可能な都道府県においては、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会等の冬季競技会についても国体と同様に短い周期で開催を引き受けねばならず、様々な競技会が集中することも開催地の負担感増大に繋がっており、このことから(財)全国高等学校体育連盟、(財)日本中学校体育連盟においても、冬季競技会の開催地選定に苦慮している状況にある。</p> <p>今後とも引き続き(財)全国高等学校体育連盟、(財)日本中学校体育連盟、当該中央競技団体との間で連携を図り、各大会の円滑な実施に向けて開催地選定に係る情報を共有するとともに、各大会における運営の効率化等について積極的に検討・調整を行う。</p>	<p>全国高等学校体育連盟及び日本中学校体育連盟の動向も見つつ、開催地選定に取り組んだ。</p> <p>今後も、適宜、情報を共有しながら、各大会の安定的な開催に向けた各種取り組みを継続する。</p>

〔 IV 冬季競技の基盤整備に向けた支援 〕

項目・内容(一部省略)	対応状況等
<p>冬季競技の競技施設については、昨今の地方自治体における財政状況の悪化等により廃止・閉鎖が相次いでおり、現存する施設についても今後の維持・管理が懸念されているものがある。</p> <p>冬季大会の安定的な開催・発展のためには当該競技の施設整備が不可欠であり、わが国冬季スポーツ振興の観点からも競技施設の改修等に要する経費への助成が得られるよう、国、独立行政法人日本スポーツ振興センター等に対し、積極的に働きかけを行う。</p>	<p>平成23(2011)年度から競技会場整備事業が新たにスポーツ振興くじ(toto)助成対象事業として認められた。</p> <p>助成金額の上限は、スキー・スケート・アイスホッケーの3競技で、4億5,000万円(助成率3/4)。</p>